

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について

輸出注意事項 24 第 18 号・平成 24・03・23 貿局第 1 号

平成 24 年 4 月 2 日 経済産業省貿易経済協力局

最終改正 20201221 貿局第 1 号・輸出注意事項 2020 第 42 号

令和 2 年 12 月 28 日 経済産業省貿易経済協力局

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）第 25 条第 1 項、同法第 48 条第 1 項、同法第 55 条の 8、同法第 67 条第 1 項、外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）第 17 条第 2 項、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 332 号・輸出注意事項 62 第 11 号。以下「運用通達」という。）1-1 の(2)の(イ)の(c)又は「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号。以下「役務通達」という。）2 の(2)により、輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類（以下「添付書類」という。）等について、下記のように定めます。

記

I. 許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為にあつては、その用途が核兵器（核爆発活動、国際原子力機関との間の協定に基づく保障措置が適用されない核燃料サイクル活動及び重水製造を含む）、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の設計、製造、使用又は貯蔵（以下「大量破壊兵器の開発等」という。）でないことを確認するよう努めてください。特に、別表 1 又は別表 2 の「仕向地」又は「提供先国」の欄において、「ろ地域」、「に地域①」、「に地域②」、「へ地域」又は「ち地域」とあるものについては、それらに対応する別表 1 の「貨物」の欄に掲げる貨物の輸出又は別表 2 の「技術」の欄に掲げる技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為にあつては、①～⑨の調査事項について「はい」「いいえ」のいずれに該当するかを確認し、当該貨物又は技術が大量破壊兵器の開発等を助長する懸念がないとの判断の上、外為法第 48 条第 1 項、同法第 25 条第 1 項又は外為令第 17 条第 2 項の規定に基づく輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請の手続を行ってください（上記に当てはまらない場合であっても、これらの調査事項を用いることができます）。

なお、輸出令別表第 1 の 16 の項又は外為令別表の 16 の項に該当するものについては、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成 24 年 4 月 2 日平成 24・03・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 24 第 24 号）に従ってください。

〔需要者等の存在〕

- ① 技術の提供を目的とする取引の相手方（当該技術を利用する者でない場合）、当該技術を記載若しくは記録した特定記録媒体等の輸入者若しくは電気通信による当該技術を内容とする技術情報の受信者又は貨物の輸入者（以下「輸入者等」という。）及び貨物の需要者又は技術を利用する者（以下「最終需要者」という。）の存在及び身元は明らかか。
- ② 輸入者等及び最終需要者は兵器等開発又は製造を行っておらず、かつ行ったことはないか。
- ③ 輸入者等及び最終需要者の関係者に軍、兵器製造業者等問題となる者の存在はないか。

〔貨物等の用途・仕様〕

- ④ 輸入者等、最終需要者又はこれらの代理人から当該貨物又は技術（以下「貨物等」という。）の用途に関する明確な説明はあるか。
- ⑤ 最終需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由はあるか。
〔貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件〕
- ⑥ 当該貨物等の設置場所又は使用場所は明確か。
- ⑦ 当該貨物等の設置場所又は使用場所は軍関係設備の近隣又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域ではないか。
- ⑧ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置は要求されていないか。
〔貨物等の関連設備・装置等の条件・態様〕
- ⑨ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明はあるか。
- ⑩ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せは、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的か。
- ⑪ 異常に大量のスペアパーツ等の要求はないか。
- ⑫ 通常必要とされる関連装置の要求はあるか。
〔表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様〕
- ⑬ 輸送時における表示、船積みについての特別な要請はないか。
- ⑭ 製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常はないか。
- ⑮ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常はないか。
〔貨物等の支払対価等・保証等の条件〕
- ⑯ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていないか。
- ⑰ 通常要求される程度の性能等の保証の要求はあるか。
〔据付等の辞退や秘密保持等の態様〕
- ⑱ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請はあるか。
- ⑲ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求はないか。

上記の項目のうち、いずれかが「いいえ」となった場合は、特に慎重に輸入者等、最終需要者及び用途について確認するよう努めてください。

また、輸出令別表第1の2の項（1）から（8）まで又は（10）若しくは（10の2）に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2の項（1）に掲げる技術の提供を目的とした取引又は当該取引に関する行為であり、政府間取極に基づく手続が必要となるものについては、「輸出貿易管理令別表第1の2の項（1）から（8）まで又は（10）若しくは（10の2）に掲げる貨物の輸出許可等について」（平成13年5月16日貿易経済協力局安全保障貿易管理課）に従ってください。

II. 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について

1. 提出書類

輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為を行う者（以下「輸出者」という。）は、外為法第48条第1項、同法第25条第1項又は外為令第17条第2項の規定に基づく輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請を行う場合に、以下の（1）、（2）又は（3）に従った手続を行ってください。

（1）輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合

別表1の貨物の欄に掲げる貨物を同表の仕向地の欄に掲げる地域に輸出しようとする者は、同表の提出書類の欄に掲げる書類を添えて、同表の申請窓口の欄に掲げる担当課に申請してください。提出書類の一覧につい

ては別表 4 に、提出書類の具体的な記載要領等については別記 1 に示します。

(2) 外為令別表の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる技術を提供しようとする場合

別表 2 の技術の中欄に掲げる技術を同表の提供先国の欄に掲げる地域に提供しようとする者は、同表の提出書類の中欄に掲げる書類を添えて、同表の申請窓口の欄に掲げる担当課に申請してください。提出書類の一覧については別表 4 に、提出書類の具体的な記載要領等については別記 1 に示します。

(3) 外為令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を受けようとする場合

上記 (2) に準じた書類（ただし、役務取引許可申請書に代えて特定記録媒体等輸出等許可申請書）を添えて、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に申請してください。また、「Ⅲ. 許可後の手続き」に関する提出書類等についても、それぞれに対応する規定に準じた手続きをしてください。

(4) 同一契約において輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請が必要となる場合

同一契約において輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請が必要となる場合であって、以下の①又は②の場合については、安全保障貿易審査課へ輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請書を一括して申請することができます。ただし、商品輸出担当課において、輸出令第 2 条第 1 項の承認が必要な事務を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出の許可の申請がある場合には、この限りではありません。

①当該申請が、経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。以下同じ。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び安全保障貿易審査課が役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可を行うこととされている取引又は行為に係る申請の場合

②当該申請が、安全保障貿易審査課が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合

(5) 上記 (1) から (3) の他、追加して書類の提出を求めることがあります。

2. 注意事項

(1) 最終用途誓約書について

輸出令別表第 1 の 2 から 4 までの項若しくは 15 の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の 2 から 4 までの項若しくは 15 の項の中欄に掲げる技術の提供にあたっては、輸入者等又は最終需要者（以下「需要者等」という。）から、1. (1)、(2) 又は (3) に従って最終用途誓約書（以下「誓約書」という。）を取得してください。（上記の項に係る貨物又は技術であっても、仕向地又は提供先国に応じて誓約書の取得が不要となることがあります。また、上記以外の項に係る貨物又は技術についても、仕向地又は提供先国に応じて誓約書の取得が必要となることがあります。詳しくは 1. (1)、(2) 又は (3) に従ってください。）

誓約書の記載要領等は次のとおりとします。

①別記 1 (カ) 及び別記 2 の「誓約書の記載要領」に従い記入・署名してください。追加的な誓約事項については別記 2 に示すように記入してください。

なお、経済産業省が特に必要と認めるときには、さらに追加的な誓約事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める場合があります。

(注) 大量破壊兵器関連貨物等（輸出令別表第 1 の 2 から 4 までの項又は 15 の項の中欄に掲げる貨物）の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合には、当該技術を用いて取引の相手方が製造した該当製品の販売先が確定したときに、その販売に先立ち経済産業省の事前同意を得ることとの誓約を最終需要

者の誓約書に追加して記載することが必要となることがあります。また、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術の提供にあっても、同様の誓約書を求めることがあります。当該誓約内容については別記2を参照してください。

②需要者等の誓約書については、当該誓約書原本及び写しを各1通提出してください。内容確認後、原本は返却します。

なお、別記1(ナ)の証明書を併せて提出する場合においては、原本を提出せずに写しのみの提出をもってこれに代えることができます。

(2) 誓約時の誓約書に係る注意事項について

(1)の誓約書を取得する際には、輸出者は、別記3に示す「最終用途誓約書に係る注意事項」(以下「誓約書注意事項」という。)の内容を需要者等に十分説明し、需要者等が理解したことを確認したうえで、その旨を記した誓約書(別記1(カ)及び別記2を参照のこと)を取得してください。需要者等による誓約書については2通作成し、そのうち1通は需要者等の保管用とし、もう1通は輸出者が当該輸出許可申請又は役務取引許可申請関係書類(需要者等が理解したことを確認したことの記録を含む。)と共に保存してください。

(注)「需要者等が理解したことの記録」とは、具体的には、説明相手の名前及び肩書、説明者の名前及び肩書、日付並びに説明を受けたうえで需要者等が誓約書に署名したことの記録をいいます。代理の者によって説明を行った場合には、当該代理の者に対して、誓約時の誓約書注意事項の内容説明指示を行ったことについて確認できる書類又は記録(指示相手名、肩書、指示者名、肩書、日付の記録)も含まれます。

(3) 許可条件について

①再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意

輸出令別表第1の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる技術の提供であって、1.(1)から(3)に従って需要者等の誓約書の提出が必要となる許可申請については、外為法第67条第1項の規定に基づき、次の(a)又は(b)の許可条件が付されることとなります。(上記の項に係る貨物又は技術であっても、仕向地又は提供先国に応じて許可条件が付されないことがあります。上記以外の項に係る貨物又は技術についても、仕向地又は提供先国に応じて許可条件が付される場合があります。)

(a)最終需要者が確定している場合は、「最終需要者から再輸出(再提供(当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。))に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。」

(b)最終需要者が確定していない場合は、「輸入者(取引の相手方)から再輸出又は再販売(再提供)に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意の手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。」

なお、(b)において、事前同意に係る手続きの対象外とする者があるときは、「〇〇〇を除き」と示します(Ⅲ.1.(1)①ロ参照)。

②その他の許可条件の例については、別記4のとおりです。

(4)仕向地・提供先国、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、最終需要者が確定していないことを理由に許可しないことがあります。

Ⅲ. 許可後の手続き

1. 貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は技術の再提供に係る事前同意手続

(1) 提出書類

①許可申請時に最終需要者が確定していない場合

(イ) 輸出令別表第1の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる技術の提供であって最終需要者が確定していない取引について、許可申請時に提出した輸入者等による誓約書に基づき、輸入者等から、輸出した貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は提供した技術の再提供（以下「再輸出・再販売等」という。）を行うための事前同意を求められた場合、③の（イ）～（ト）に従った書類を安全保障貿易審査課あてに提出してください。（上記の項に係る貨物又は技術であっても、仕向地又は提供先国に応じて事前同意手続きが不要となることがあります。上記以外の項に係る貨物又は技術についても、仕向地又は提供先国に応じて事前同意手続きが必要となる場合があります。詳しくは輸出許可又は役務取引許可の条件に従ってください。）

(ロ) 補修品に関する事前同意手続きが不要な場合

過去輸出した貨物の補修品として別表5に掲げる貨物を輸出するときであって輸出する時点で最終需要者が確定していないものについては、別記2に従って輸入者等の誓約書に記載されている予定される又は想定される貨物等の販売先のうち、事業内容が明確であること等により経済産業省が特段の懸念がないと認めるものに対しては、輸入者等が貨物等の再販売を行う場合に、事前同意を得るものの対象外とすることができます（この場合は、貨物等の保管、再販売等の状況報告に係る条件が付されます）。ただし、需要者等に状況の変化が生じたため事前同意の対象とすることとした旨を経済産業省が連絡をしたときには、この限りではありません。

また、許可後に、予定される又は想定される貨物等の販売先を変更したいときには、輸出許可証の訂正又は変更の申請（以下、「変更申請」という。）をしてください。その際には、当該販売先の変更を受けた輸入者等の誓約書の再提出が必要となります。

（注1）許可申請時、変更申請時に、事前同意を得るものの対象外とする者の存在及び事業内容を予め確認しておくために必要と認めるときに、予定される又は想定される販売先の存在及び事業内容の確認に資する資料（別記1（オ）参照）の提出を求めることがあります。

（注2）予定していた販売先を変更する場合であっても、再販売に係る事前同意手続きを行う場合は、変更申請を行う必要はありません。なお、事前同意手続きを行う場合は、③（ト）に従って再販売先の誓約書を取得する必要がありますが、輸入者等の誓約書の再提出は必要ありません。

②許可申請時に最終需要者が確定している場合

輸出令別表第1の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる技術の提供であって最終需要者が確定している取引について、許可申請時に提出した最終需要者による誓約書に基づき、最終需要者から、再輸出・再販売等を行うための事前同意を求められた場合、③の（イ）～（ト）に従った書類を安全保障貿易審査課あてに提出してください。（上記の項に係る貨物又は技術であっても、仕向地又は提供先国に応じて事前同意手続きが不要となることがあります。上記以外の項に係る貨物又は技術についても、仕向地又は提供先国に応じて事前同意手続きが必要となる場合があります。詳しくは輸出許可又は役務取引許可の条件に従ってください。）

なお、4.の届出手続を行い、届出書を受理された案件については、貨物の再輸出又は技術の再提供（技術の再提供については、当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。以下「再輸出等」という。）を行うための事前同意手続のみ本手続の対象とします。

③提出書類一覧

（原許可時の貨物の輸出者又は技術の提供者を、以下「相談者」という。）

(イ) 再輸出・再販売等に関する事前同意相談書 2通 （別記5参照）

(ロ) 需要者等から相談者（原許可の誓約書に記載された事前同意対象となっている者）への再輸出・再販売等に関する事前同意相談要請書 原本1通、写し1通 （別記5参照）

- (ハ) 原許可証の写し（裏面の写しを含む） 1通
- (ニ) 原許可時の需要者等の誓約書（別記1の（カ）の内容のもの）の写し 1通
- (ホ) 再輸出・再販売等の相手方と原許可時の需要者等との間の契約書の写し 1通
- (ヘ) 再輸出・再販売等の相手方に関し、別記1の（オ）の資料 1通
- (ト) 再輸出・再販売等の相手方の誓約書（別記1の（カ）の内容のもの）
原本1通、写し1通

（注1）別記5の記載要領に従って作成してください。

（注2）（ロ）の事前同意相談要請書及び（ト）の誓約書について、原本は内容確認後、返却します。

また、原本を提出せずに写しを提出する場合は、写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書（1通）を提出ください。（別記1（ナ）参照）

（注3）4.の届出手続を行い、届出書を受理された者は、再輸出等の事前同意相談手続を行うに際し、当該届出書の写しを提出することにより、（ハ）及び（ニ）の書類の提出を省略することができます。

（注4）（ニ）の誓約書が「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」（平成6年3月25日貿易局安全保障貿易管理課）に基づく誓約書（以下「旧誓約書」という。）である場合は、当該誓約書を提出してください。

（注5）（ト）は、輸出者（相談者）あての誓約書となります。

（注6）工作機械、測定装置及びこれらを使用するためのプログラムの再輸出・再販売等については、加工物等に関する説明資料を添付ください。（別記1（ケ）参照）

（注7）輸出令別表第1の3の項（2）若しくは（3）若しくは3の2の項（2）の貨物又は外為令別表の3の項（1）若しくは3の2の項（1）の技術については、当該貨物又は技術を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料を求める場合があります。（別記1（シ）参照）

（注8）以上の他、経済産業省が特に必要と認める場合に、他の誓約事項を盛り込んだ誓約書、輸出許可又は役務取引許可申請時に提出を求めているものに準じた書類や、追加資料の提出を求めることがあります。

（注9）書類保存期間を過ぎたときの相談にあたっては、（ハ）及び（ニ）の書類の提出を省略することができます。

（注10）再移転に係る事前同意相談手続にあつては、（ホ）の書類を提出する必要はありません。

（注11）事前同意相談の結果が出た後に内容を変更する場合は、再度事前同意手続を行ってください。

（2）注意事項

- ①事前同意相談の結果については、経済産業省で必要事項を記載した事前同意相談書により、回答します。（通常はFAXにて返信しますので、事前同意相談書のFAX番号を正しく記載してください。）
- ②再輸出・再販売等における新たな最終需要者による誓約書については2通作成し、そのうち1通は新たな最終需要者保管用としてください。もう1通については、輸出者（相談者）が保管してください。
- ③輸出した貨物が費消されたとき、提供した技術が公知のものとなったとき、輸出した貨物若しくは提供した技術が規制対象の仕様を満たさなくなったとき又は貨物・技術の規制が改正され非該当となったときは、誓約書に基づく事前同意は不要となります。
- ④我が国又は「い地域①」若しくは「り地域」を仕向地とする貨物（「り地域」を仕向地とする貨物にあつては、輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物であつて貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物、5の項（17）に掲げる貨物であつて貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物及び7の項（19）に掲げる貨物であつて貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物を除く。）の再輸出又は技術（「り地域」を仕向地とする技術にあつては、外為令別表の3の項（1）に掲げる技術であつて輸出令別表第1の3の項（1）の貨物のうち貨物等省令第2条第1項第一号へに該当するものの設計、製造又は使用に係るもの、5の項（1）に掲げる技術であつて貨物等省令第17条第1項第三号に該当するもの（輸出令別表第1の5の項（17）に掲げる貨物であつて貨物等省令第4条第十四号ロに該当するものの設計又は製造に必要

なものに限る。)及び7の項(1)に掲げる技術であって貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもの(輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって貨物等省令第6条第十九号に該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。)を除く。)の再提供である場合については、経済産業省から特に指示のあるものを除き、経済産業省の事前同意を得ることは不要とします。なお、別表1又は別表2の「仕向地」又は「提供先国」の欄において、「い地域②」、「は地域①」又は「ほ地域」とあるものについては、それらに対応する別表1の「貨物」の欄に掲げる貨物又は別表2の「技術」の欄に掲げる技術の再輸出等の事前同意相談の回答において、以後は事前同意相談の対象としない旨条件等として付すことがあります。

⑤誓約事項の遵守について

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、誓約書注意事項を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守するように周知徹底するようお願いします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題(例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等)を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売若しくは再移転又は再提供(当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。)されたことを知ったときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いします。

具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の3.(注5)を参照してください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

⑥事前同意手続きの結果について不服がある場合には、結果を知った日の翌日から起算して60日以内に、当該案件について証拠を提示し、書面により意見を述べるができます。

2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き

(1) 手続きが必要となる場合について

原則として、大量破壊兵器関連貨物等(輸出令別表第1又は外為令別表の2から4までの項又は15の項)の設計又は製造に係る技術を提供する取引であって別表4及び別記2に従って最終需要者の誓約書の提出が必要な場合には、当該技術を用いて技術を利用する者が製造した製品(輸出令別表第1又は外為令別表の2から4までの項又は15の項の貨物又はプログラムに該当する場合に限る。)の輸出先又は販売先が確定したときに、その輸出又は販売に先立ち当該技術の提供者を通じて、経済産業省の事前同意を得ることが必要となります。(上記の項に係る技術であっても、提供先国に応じて事前同意手続きが不要となる場合があります。上記以外の項に係る技術についても、提供先国に応じて事前同意手続きが必要となる場合があります。詳しくは役務取引許可の条件に従ってください。)

(2) 提出書類

①提供技術により製造した製品の輸出・販売に関する事前同意相談書

2通(別記5参照)

②最終需要者からの提供技術により製造した製品の輸出、販売の事前同意相談要請書

原本1通、写し1通(別記5参照)

③原許可証の写し 1通

④原許可の最終需要者の誓約書(別記1の(カ)の内容のもの)の写し 1通

⑤当該製品の輸出先又は販売先に関し、別記1の(オ)の資料 1通

⑥当該製品の輸出先又は販売先の誓約書(別記1の(カ)の内容のもの) 原本1通、写し1通

(注1) 別記5の記載要領に従って作成してください。

(注2) ②の事前同意相談要請書及び⑥の誓約書について、原本は内容確認後、返却します。また、原本を提出せずに写しを提出する場合は、写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書（1通）を提出ください。

（別記1（ナ）参照）

(注3) ④の誓約書が旧誓約書である場合は、当該誓約書を提出してください。

(注4) ⑥は、技術の提供者（相談者）あての誓約書となります。

(注5) 提供した技術で設計・製造した工作機械、測定装置の輸出・販売については、加工物等に関する説明資料を添付ください。（別記1（ケ）参照）

(注6) 提供した技術で設計・製造した製品が輸出令別表第1の3の項（2）若しくは（3）又は3の2の項（2）の貨物に該当する場合の事前同意手続きについては、当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料を求める場合があります。（別記1（シ）参照）

(注7) 以上の他、経済産業省が特に必要と認める場合に、他の誓約事項を盛り込んだ誓約書、役務取引許可申請時に提出を求めているものに準じた書類や、追加資料の提出を求めることがあります。

(注8) 書類保存期間を過ぎたときの相談にあたっては、③及び④の書類の提出を省略することができます。

(注9) 事前同意相談の結果が出た後に内容を変更する場合は、再度事前同意手続きを行ってください。

（3）注意事項

①事前同意相談の結果については、経済産業省で必要事項を記載した事前同意相談書により、回答します。（通常はFAXにて返信しますので事前同意相談書のFAX番号を正しく記載してください。）

②製品の輸出先又は販売先の誓約書については2通作成し、そのうち1通は製品の輸出先又は販売先が保管してください。もう1通については、技術の提供者（相談者）が保管してください。

③技術の提供者は、技術を利用する者に、製品の販売先から誓約書を取得するときに別記3の誓約書注意事項を製品の輸出先又は販売先に説明するよう求めてください。

④役務取引の許可を受けて提供した設計又は製造に係る技術を利用する者が製造した製品の輸出先又は販売先の確定に伴い、提供の相手方から事前同意を求められた場合の経済産業省の事前同意についても、我が国又は「い地域①」若しくは「り地域」を仕向地として輸出される場合（「り地域」を仕向地とする場合にあっては、輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物であって貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物、5の項（17）に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物及び7の項（19）に掲げる貨物であって貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物が輸出される場合を除く。）には、経済産業省から特に指示のあるものを除き、不要とします。

⑤上記の手続きに基づき経済産業省の事前同意を受けた輸出先又は販売先に対して、再度、当該製品の輸出又は販売を行う際には、経済産業省に対する事前同意手続きは不要とします。ただし、別途経済産業省より指示があった場合は、この限りではありません。

⑥事前同意手続きの結果について不服がある場合には、結果を知った日の翌日から起算して60日以内に、当該案件について証拠を提示し、書面により意見を述べるすることができます。

3. 誓約書の変更に関する事前同意手続

誓約書の内容を変更する場合（旧誓約書からこの通達に基づく誓約書（以下「新誓約書」という。）へ変更する場合を含む。）には、以下に定める書類を安全保障貿易審査課あてに提出してください。

なお、1. 及び2. の対象となる手続は、本手続の対象となりません。

（1）提出書類

①誓約書の変更に関する事前同意相談書 2通 （別記5参照）

②原許可証の写し（裏面の写しを含む） 1通

- ③原許可時の需要者等の誓約書の写し 1通
- ④誓約書の需要者等に関し、別記1の(オ)の資料 1通
- ⑤需要者等の誓約書(別記1の(カ)の内容のもの) 原本1通、写し1通

(注1) 別記5の記載要領を参照してください。

(注2) ⑤の誓約書について、原本は内容確認後、返却します。また、原本を提出せずに写しを提出する場合は、写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書(1通)を提出してください。(別記1(ナ)参照)

(注3) ⑤は、輸出者(相談者)あての誓約書となります。

(注4) ⑤の誓約書について、同一の需要者等に複数の旧誓約書又は新誓約書が保管されている場合等にあつては、誓約事項を新誓約書にまとめて取得することも可能です。

(注5) 以上のほか、経済産業省が特に必要と認める場合に、他の誓約事項を盛り込んだ誓約書、輸出許可又は役務取引許可申請時に提出を求めているものに準じた書類や、追加資料の提出を求めることがあります。

(注6) 書類保存期間を過ぎたときの相談に当たっては、②及び③の書類の提出を省略することができます。

(注7) 事前同意相談の結果が出た後に内容を変更する場合は、再度事前同意手続を行ってください。

(2) 注意事項

①事前同意相談の結果については、経済産業省で必要事項を記載した事前同意相談書により、回答します。(通常はFAXにて返信しますので、事前同意相談書のFAX番号を正しく記載してください。)

②新たな最終需要者による誓約書については2通作成し、そのうち1通は新たな最終需要者保管用としてください。もう1通については、輸出者(相談者)が保管してください。

③輸出した貨物が費消されたとき、提供した技術が公知のものとなったとき、輸出した貨物若しくは提供した技術が規制対象の仕様を満たさなくなったとき又は貨物・技術の規制が改正され非該当となったときは、誓約書に基づく事前同意は不要となります。

④誓約事項の遵守について

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、誓約書注意事項を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守するように周知徹底するようお願いします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題(例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等)を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売若しくは再移転又は再提供(当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。)されたことを知ったときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いします。

具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の3.(注5)を参照してください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

⑤事前同意手続の結果について不服がある場合には、結果を知った日の翌日から起算して60日以内に、当該案件について証拠を提示し、書面により意見を述べるすることができます。

4. 旧誓約書を新誓約書に変更したものとみなす場合に係る届出手続

原許可時及び再輸出・再販売等の事前同意時に条件が付されていない許可及び同意並びに条件が付されていても既にその条件を履行済みの許可及び同意に係る旧誓約書については、旧誓約書に係る輸出者が、以下の①から④までの事項について確認を行うとともに、(1)に定める書類を安全保障貿易審査課に届出の上、これが

受理された時に、旧誓約書を新誓約書に変更したものとみなします。

なお、輸出令別表第1の2の項(17)2に該当する炭素繊維、3の項(1)に該当する化学物質及び2の項(4)又は4の項(15)2に該当する人造黒鉛の輸出の許可に係る旧誓約書並びに貨物の設計又は製造に係る役務取引許可に係る旧誓約書は、本手続の対象とはなりません。

- ①原許可時又は再輸出・再販売等の事前同意時の最終需要者並びに貨物及び技術の使用場所に変更がないこと並びに貨物及び技術の最終用途が民生用途に限られていること。
- ②旧誓約書に係る最終需要者が新誓約書に係る許可又は同意において貨物の再販売若しくは再移転又は技術の再提供(当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。)に係る事前同意に係る条件が付された最終需要者でないこと。
- ③最終需要者及びその関係者に軍、兵器製造業者等問題となる者の存在がないこと。
- ④原許可時又は再輸出・再販売等の事前同意時の最終需要者に誓約書注意事項の内容を説明し、当該最終需要者が理解したこと。

また、本手続において受理された届出書に記載された貨物又は技術については、以下の条件が付されているものとみなします。

「最終需要者から再輸出(再提供(当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。))に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。」

(1) 提出書類

- ①新誓約書に変更したものとみなす旧誓約書に係る許可番号等届出書(様式24) 2通
- ②①に係る電磁的記録を記録した記録媒体 1式

(注1) 届出書の作成においては、届出者が原許可証、原許可時における需要者等の誓約書及び原許可時に許可条件が付された場合は許可条件の履行報告書の有無を確認し、該当する確認書類欄に○を付してください。

(注2) 安全保障貿易審査課が旧誓約書に係る再輸出・再販売等に関する事前同意相談書に同意している場合は、事前同意書及び事前同意時の誓約書の有無を確認し、該当する確認書類欄に○を付してください。

(注3) 輸出者等の事情により、(注1)又は(注2)の書類(許可条件の履行報告書を除く。)の有無の確認が困難な場合は、新たに新誓約書を取得することで届出書を提出することができます。その場合は、確認書類欄の新誓約書の欄に○を付してください。なお、同一の需要者等に複数の旧誓約書が保管されている場合にあっては、誓約事項を新誓約書にまとめて取得することも可能です。

(注4) 届出者は、確認書類欄の書類について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に提出してください。

(2) 注意事項

- ①輸出した貨物が費消されたとき、提供した技術が公知のものとなったとき、輸出した貨物若しくは提供した技術が規制対象の仕様を満たさなくなったとき又は貨物・技術の規制が改正され非該当となったときは、誓約書に基づく事前同意は不要となります。

②誓約事項の遵守について

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、誓約書注意事項を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守するように周知徹底するようお願いします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題(例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等)を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売若しくは再移転又は再提供(当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。)されたことを知っ

たときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いします。

具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の3.(注5)を参照してください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

IV. 用語の解釈

1. 「最終需要者が確定していない場合」の定義

輸出許可等の申請時に最終需要者を特定することができない場合をいいます。ただし、最終需要者となる可能性がある者との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しません。

なお、最終需要者が特定できない場合であっても、別記2に基づき、輸入者等の誓約書に、予想される又は想定される貨物の販売先若しくは移転先又は技術の提供先を国若しくは地域名、企業名等可能な範囲で例示してください。

2. 「提供先国」の定義

提供先国とは、技術の提供を受ける非居住者が属する外国、技術を記録した媒体の仕向地又は技術情報が受信される外国をいいます。

3. 「再販売」の定義

再販売とは、仕向地内において所有権又は使用権が変更されることをいいます。

4. 「再移転」の定義

再移転とは、仕向地内において所有権又は使用権の変更を伴わずに貨物を移転することをいいます。

5. 「再提供」の定義

再提供とは、当初許可された需要者等が、提供された技術を当初許可された者以外の第三者に提供することをいいます。

6. 「補修品」の定義

補修品とは、過去に輸出された貨物の当初の性能、特性を維持、回復する保守、修理の目的のために用いられるものをいいます。

V. 申請書及び添付書類の郵送による提出等

許可申請、事前同意相談、許可条件の履行報告等にあたっては、窓口への書類の提出、電子申請の他、郵送による提出をすることができます。

(注：電子申請とは、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿易第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に定めるところによる申請をいう。)

1. 対象となる許可申請書類

外為令別表の中欄に掲げる技術を提供することを目的とする取引及び当該技術を内容とする情報が記載さ

れ、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出若しくは当該技術を内容とする情報の電気通信による送信並びに輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物の輸出に係る申請に際して必要な許可申請書類又はⅢ.の事前同意相談に係る書類若しくは許可条件の履行報告等（以下「許可申請書類等」という。）とします。

2. 郵送に際しての留意事項

- (1) 可能な限り簡易書留により郵送してください。
- (2) 郵送する際は、許可申請書類の他以下を必ず同封してください。（4 (1) の場合を除く。）
 - ① 許可証返信用封筒(申請者の郵便番号、住所及び氏名(当該申請者が法人の場合にあつては、郵便番号、住所、法人名並びに担当者の所属部署名及び氏名)を記載し、許可証を簡易書留により郵送するために必要な額に相当する郵便切手が貼付されたものに限る。)
(注) 事前同意相談の場合には、回答は通常 F A X にて返信しますので不要です。
 - ② ①と同じ記載事項を記載した受領書返信用封筒(定形郵便物用の封筒(長形 3 号(120 mm×235 mm)の大きさの封筒等)であつて、郵送するために必要な額に相当する郵便切手が貼付されたものに限る。)
(注) 事前同意相談の場合も必要となります。
 - ③ 別記 1 (ハ) の送り状
- (3) 許可申請書類等のうち、契約書等は当該書類の写しを提出することとし、原本の提出は要しないこととします。ただし、別記 1 (ナ) の原本と相違ない旨を誓約した証明書を提出してください。
なお、需要者等の誓約書については、別記 1 (カ) に基づき提出してください。

3. 許可申請書類等の取扱い

- (1) 郵送により提出された許可申請書類に係る申請は、当該書類の送付先とされている担当部局に到達した後、申請書の記載事項に不備がないこと、申請に必要な書類が添付されていることその他申請の要件に適合した申請であることが確認された場合に受理されます。なお、受理した場合は、受理書返信用封筒により受領書を郵送します。
- (2) 申請の受理に際して、又は審査の過程において、許可申請書類等の補正、審査に必要な資料又は情報の追加提供を求めることがあります。この要求に応じて、追加資料等を郵送する場合においても、別記 1 (ハ) の送り状を提出するとともに、2 (3) の書類に係るものにあつては、別記 1 (ナ) の証明書も併せて提出してください。
- (3) 申請が(1)の要件を満たしていない場合は、許可申請書類等一式を郵送等により返却する場合があります。また、申請が受理されていない場合であつて、(2)の要求から 3 週間を超えて応答がない場合は、原則として許可申請書類等一式を郵送等により返却することとします。
- (4) 審査が終了した後、許可証返信用封筒により許可証を郵送します。
- (5) なお、必要に応じて 2 (3) の書類の原本の提出をお願いすることがあります。この場合、当該原本については、内容確認の後、申請者に返却します。

4. その他

- (1) 許可証の郵送を希望せず、許可申請書類の送付先の窓口で許可証を受領したい方にあつては、2 (2) ①の許可証返信用封筒を同封していただく必要はありません。この場合、2 (2) ③の送り状に窓口で許可証を受領したい旨記載してください。3 (1)により郵送される受領書と引き替えに許可証を発給します。
- (2) 窓口審査を受ける場合であっても、2 (2) ①の許可証返信用封筒を担当審査官に提出することによって、郵送による許可証の発給を受けることができます。
- (3) 経済産業省から指示があったときなどはこの限りではありません。

5. 注意事項

当省は、許可申請書類等の郵送過程における紛失、毀損等の事故については、一切責任を負いません。

6. 許可申請書類等の送付先

申請の内容に応じて別表 6 に掲げる担当部署まで許可申請書類等を送付してください。

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、 (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 (ハ) (イ) に掲げるものに用いる銃砲弾 (ニ) (イ) 及び(ロ) に掲げるものの附属品(暗視機能を有する装置を除く。) (ホ) (イ) から(ニ) までに掲げるものの部分品 輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器 輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品	全地域	E 2	経済産業局
輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(上記以外の貨物)	全地域	E 1	本省
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	い地域②	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、(10)又は(10の2)に掲げる貨物(上記に掲げる貨物を除く。)	「い地域①」、「い地域②」及び「り地域」	B 1	本省
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、(10)又は(10の2)に掲げる貨物	ろ地域	C	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	B 2	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	C	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物(告示で定める貨物及び輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物を除く。)	い地域②	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	ろ地域	C	本省

物			
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	は地域①	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	に地域①	D 1	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物(ただし、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号へに該当するものを除く。)	り地域	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物	り地域	D 1	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物	「い地域①」、「は地域①」及び「り地域」	B 1	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物	は地域②	D 2	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物	は地域①	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号へからタまでのいずれかに該当する貨物	は地域②	D 3	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物	は地域②	D 3	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物	に地域②	D 4	本省
輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物	は地域①	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物	に地域①	D 5	本省
輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物	は地域①	B 1	経済産業局

			局
輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物	に地域①	D 6	本省
輸出令別表第1の3の2の項(2)に掲げる貨物	に地域①	D 5	本省
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)又は(2)に掲げる貨物	「い地域①」、「ほ地域」及び「り地域」	B 1	本省
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)又は(2)に掲げる貨物	へ地域	C	本省
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物、輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物及び輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロに該当するものを除く。)	ほ地域	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物	ほ地域	C	本省
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物(ただし、輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロに該当するものを除く。)	へ地域	C	本省
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロに該当するもの	「ほ地域」及び「へ地域」	F	本省
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) 告示で定める貨物 (ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)に該当するもの (ハ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの (ニ) 輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十二号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの (ホ) 輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの (ヘ) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第	と地域①(り地域を除く)	A	経済産業局(※1)

7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するもの (ト) 輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するもの			
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) 告示で定める貨物 (ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)に該当するもの (ハ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの (ニ) 輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十二号及び第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの (ホ) 輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号及び第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの (ヘ) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するもの (ト) 輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するもの	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) 告示で定める貨物 (ロ) 輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第十四号ロに該当するもの (ハ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)に該当するもの (ニ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの (ホ) 輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第十九号に該当するもの (ヘ) 輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十二号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの (ト) 輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの	り地域	A	経済産業局(※1)

の (チ) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するもの (リ) 輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するもの			
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	と地域②	B2	本省
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物及び輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物	り地域	C	本省
輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの	と地域②	B2	本省
輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	と地域②	F	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	ち地域	F	本省
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9	と地域②	B2	本省

条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物			
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	と地域②	B2	本省
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	と地域②	C	本省
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	ち地域	C	本省

※1 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物のうち、総価額が100万円（輸出令別表第3の3に掲げる貨物にあつては5万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出令別表第3以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、輸出令第4条第1項第三号イ、ロ又はニのいずれかに該当するものの許可申請については、本省（安全保障貿易審査課）を窓口とする。

（注1）表中、「本省」は安全保障貿易審査課、「経済産業局」は経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。以下同じ。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課を指す。別表2においても同じ。

（注2）表中、「仕向地」欄に記載の地域については、別表3の対照表を参照のこと。別表2の「提供先国」欄についても同じ。

（注3）表中、「貨物等省令」とは、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）を指す。以下、本通達内において同じ。

（注4）表中、「告示で定める貨物」とは、輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成20年経済産業省告示第758号）に規定する貨物を指す。

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技術	提供先国	提出書類	申請窓口
外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術	全地域	T E	本省
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもの及び第四号ロを除く。)、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術	「い地域①」及び「り地域」	T B 1	本省
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもの及び第四号ロを除く。)、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術	い地域②	T B 1	本省
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもの及び第四号ロを除く。)、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術	ろ地域	T C	本省
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもの、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術(同条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもの)の場合にあっては使用に係る技術に限る。)	「い地域①」及び「り地域」	T A	経済産業局
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもの)に該当する貨物に係る技術(使用に係る技術を除く。)	「い地域①」及び「り地域」	T B 1	本省
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価	い地域②	T B 1	経済産業局

用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるもの）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術（同条第三号（試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるもの）の場合にあっては使用に係る技術に限る。）			
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（3）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号（試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるもの）に該当する貨物に係る技術（使用に係る技術を除く。）	い地域②	T B 2	本省
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（3）、（4）、（6）、（8）又は（10）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号（試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるもの）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術	ろ地域	T C	本省
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（9）若しくは（11）から（52）までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項（17）2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	「い地域①」及び「り地域」	T B 1	本省
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（9）若しくは（11）から（52）までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項（17）2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	い地域②	T C	本省
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（9）若しくは（11）から（52）までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項（17）2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	ろ地域	T C	本省
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	「い地域①」及び「り地域」	T A	経済産業局
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	い地域②	T B 2	本省
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	ろ地域	T C	本省
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（9）又は（11）から（52）までに掲げる貨物に係る技術（ただし、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項（17）2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。）	「い地域①」及び「り地域」	T A	経済産業局
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の	い地域②	T B 1	経済産業

項（９）又は（１１）から（５２）までに掲げる貨物に係る技術（ただし、別表２の付表１又は別表２の付表２に掲げる技術並びに輸出令別表第１の２の項（１７）２に掲げる貨物のうち貨物等省令第１４条第一号に該当する貨物及び１４又は１５の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。）			局
外為令別表の２の項（１）に掲げる技術であって、輸出令別表第１の２の項（９）又は（１１）から（５２）までに掲げる貨物に係る技術（ただし、別表２の付表１又は別表２の付表２に掲げる技術並びに輸出令別表第１の２の項（１７）２に掲げる貨物のうち貨物等省令第１４条第一号に該当する貨物及び１４又は１５の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。）	ろ地域	T C	本省
外為令別表の２の項（２）に掲げる技術	「い地域①」及び「り地域」	T A	経済産業局
外為令別表の２の項（２）に掲げる技術	い地域②	T B 1	経済産業局
外為令別表の２の項（２）に掲げる技術	ろ地域	T C	本省
外為令別表の３の項（１）に掲げる技術であって、輸出令別表第１の３の項（１）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条第１項第一号に該当する貨物に係る技術	い地域①	T A	経済産業局
外為令別表の３の項（１）に掲げる技術であって、輸出令別表第１の３の項（１）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条第１項第一号に該当する貨物に係る技術	は地域①	T B 1	本省
外為令別表の３の項（１）に掲げる技術であって、輸出令別表第１の３の項（１）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条第１項第一号に該当する貨物に係る技術	に地域①	T D 1	本省
外為令別表の３の項（１）に掲げる技術であって、輸出令別表第１の３の項（１）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条第１項第一号に該当する貨物に係る技術（ただし、貨物等省令第２条第１項第一号へに掲げる貨物に係る技術を除く。）	り地域	T A	経済産業局
外為令別表の３の項（１）に掲げる技術であって、輸出令別表第１の３の項（１）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条第１項第一号へに掲げる貨物に係る技術	り地域	T D 1	本省
外為令別表の３の項（１）に掲げる技術であって、輸出令別表第１の３の項（１）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条第１項第三号のイからホまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	「い地域①」及び「り地域」	T B 1	本省
外為令別表の３の項（１）に掲げる技術であって、輸出令別表第１の３の項（１）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条第１項第三号のイからホまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	は地域①	T B 1	本省
外為令別表の３の項（１）に掲げる技術であって、輸出令別表第１の３の項（１）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条第１項第三号のイからホまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	は地域②	T D 2	本省
外為令別表の３の項（１）に掲げる技術であって、輸出令別表第１の３の項（１）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条第１項第二号又は第三号のへからやまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	「い地域①」及び「り地域」	T A	経済産業局
外為令別表の３の項（１）に掲げる技術であって、輸出令別表第１の３の項（１）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条第１項第二号又は第三号	は地域①	T B 1	本省

のへからやまでのいずれかに該当する貨物に係る技術			
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第二号のイからハまで又は第三号のへからタまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	は地域②	TD 2	本省
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第二号のニからトまで又は第三号のレからヤまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	は地域②	TD 2	本省
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第二号のニからトまで又は第三号のレからヤまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	に地域②	TD 3	本省
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術	「い地域①」及び「り地域」	TA	経済産業局
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術	は地域①	TB 1	経済産業局
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術	に地域①	TC	本省
外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術	「い地域①」及び「り地域」	TB 1	本省
外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術	は地域①	TD 4	本省
外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術	に地域①	TD 4	本省
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	「い地域①」及び「り地域」	TA	経済産業局
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	は地域①	TB 1	経済産業局
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	に地域①	TC	本省
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物のうち、貨物等省令第3条第一号、第一号の二若しくは三又は第二号のいずれかに該当する貨物に係る技術	「い地域①」及び「り地域」	TB 1	本省
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物のうち、貨物等省令第3条第一号、第一号の二若しくは三又は第二号のいずれかに該当する貨物に係る技術	ほ地域	TB 1	本省
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条第二号イ(二)、(三)に該当する貨物に係る技術を除く。)	「い地域①」及び「り地域」	TA	経済産業局
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	「い地域①」及び「り地域」	TB 1	本省
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付	ほ地域	TB 1	経済産業局

表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術、輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条第二号イ(二)、(三)に該当する貨物に係る技術を除く。			
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術のうち、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	ほ地域	T C	本省
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(1)から(26)までに掲げる貨物に係る技術	へ地域	T C	本省
外為令別表の4の項(2)から(5)までに掲げる技術	「い地域①」及び「り地域」	T A	経済産業局
外為令別表の4の項(2)から(5)までに掲げる技術	ほ地域	T B 1	経済産業局
外為令別表の4の項(2)から(5)までに掲げる技術	へ地域	T C	本省
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術(ただし、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術を除く。)	と地域①(り地域を除く)	T A	経済産業局
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術(ただし、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術を除く。)	ち地域	T C	本省
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術	「い地域①」及び「り地域」	T A	経済産業局
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術	と地域②	T B 2	本省
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術	ち地域	T C	本省
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術のうち、以下のいずれにも該当しないもの (イ) 別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術 (ロ) 外為令別表の5の項の中欄に掲げる技術であって、輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物に係る技術 (ハ) 外為令別表の7の項の中欄に掲げる技術であって、輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物に係る技術	り地域	T A	経済産業局
外為令別表の5の項の中欄に掲げる技術であって輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物に係る技術及び外為令別表7の項の中欄に掲げる技術であって輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物に係る技術	り地域	T C	本省
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術	「い地域①」及び「り地域」	T A	経済産業局
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術	と地域②	T B 2	本省

外為令別表の 1 4 の項の中欄に掲げる技術	ち地域	T C	本省
外為令別表の 1 5 の項の中欄に掲げる技術	「い地域①」及び「り地域」	T B 1	本省
外為令別表の 1 5 の項の中欄に掲げる技術	と地域②	T C	本省
外為令別表の 1 5 の項の中欄に掲げる技術	ち地域	T C	本省

(注) 外国における技術の提供であつて、技術の提供先である取引の相手方及び利用する者が本邦の居住者の場合にあつては、「い地域①」又は「と地域①」に準じた資料を提出してください。

なお、「全地域」と記載されている項番については、「全地域」と同様の資料を提出してください。

別表 2 の付表 1

- 1 外為令別表の 5 の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第 17 条第 1 項第二号に該当するもの
- 2 外為令別表の 5 の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第 17 条第 2 項第二号に該当するもの
- 3 外為令別表の 5 の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第 17 条第 6 項第一号に該当するもの
- 4 外為令別表の 5 の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第 17 条第 7 項に該当するもの
- 5 外為令別表の 6 の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第 18 条第 1 項第一号又は第三号のいずれかに該当するもの
- 6 外為令別表の 7 の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第 19 条第 1 項第一号又は第三号のいずれかに該当するもの
- 7 外為令別表の 8 の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第 20 条第 1 項第一号又は第三号のいずれかに該当するもの
- 8 外為令別表の 8 の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第 20 条第 2 項第一号ロ又は第三号ロのいずれかに該当するもの
- 9 外為令別表の 9 の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第 21 条第 1 項第一号、第五号又は第十一号のいずれかに該当するもの
- 10 外為令別表の 10 の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第 22 条第 1 項第一号、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当するもの
- 11 外為令別表の 10 の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第 22 条第 2 項第二号又は第四号のいずれかに該当するもの
- 12 外為令別表の 10 の項(6)に掲げる技術であって、貨物等省令第 22 条第 5 項第二号に該当するもの
- 13 外為令別表の 11 の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第 23 条第 1 項第一号又は第三号のいずれかに該当するもの
- 14 外為令別表の 11 の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第 23 条第 2 項第一号に該当するもの
- 15 外為令別表の 11 の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第 23 条第 2 項第三号に該当するもの
- 16 外為令別表の 11 の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第 23 条第 3 項第三号へ又は第五号のいずれかに該当するもの
- 17 外為令別表の 12 の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第 24 条第 1 項第一号に該当するもの
- 18 外為令別表の 12 の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第 24 条第 3 項に該当するもの
- 19 外為令別表の 13 の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第 25 条第 1 項第一号から第三号又は第五号のいずれかに該当するもの
- 20 外為令別表の 13 の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第 25 条第 2 項第二号、第三号イ若しくはハ又は第四号のいずれかに該当するもの
- 21 外為令別表の 13 の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第 25 条第 3 項第二号に該当するプログラム、同号イからニまで若しくはト又は同項第三号のいずれかに該当するもの

別表 2 の付表 2

- 1 外為令別表の 7 の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第 19 条第 1 項第二号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 貨物等省令第 6 条第二号（マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）に該当する貨物に係るもの
 - (ロ) 貨物等省令第 6 条第十八号（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）に該当する貨物に係るもの
 - (ハ) 貨物等省令第 6 条第二十二号から第二十四号まで（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）のいずれかに該当する貨物に係るもの
- 2 外為令別表の 7 の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第 19 条第 1 項第五号に該当するもののうち、

貨物等省令第6条第二号（マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）に該当する貨物に係るもの

- 3 外為令別表の10の項（1）に掲げる技術であつて、貨物等省令第22条第1項第三号に該当するもののうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物に係るもの

別表3 国及び地域区分の対照表

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域
アイスランド			○	○				○		○	○		
アイルランド	○									○			
アゼルバイジャン			○		○	○			○	○	○		
アフガニスタン			○		○	○			○			○	
アメリカ合衆国	○									○			
アラブ首長国連邦			○		○	○			○	○	○		
アルジェリア			○		○	○			○	○	○		
アルゼンチン	○									○			
アルバニア			○		○	○			○	○	○		
アルメニア			○		○	○			○	○	○		
アンゴラ			○			○	○		○	○	○		
アンティグア・バー ブーダ			○		○	○			○	○	○		
アンドラ			○		○	○			○	○	○		
イエメン			○		○	○			○	○	○		
イスラエル			○			○	○		○	○	○		
イタリア	○									○			
イラク			○		○	○			○			○	
イラン			○		○	○			○			○	
インド			○		○	○			○	○	○		
インドネシア			○		○	○			○	○	○		
ウガンダ			○		○	○			○	○	○		
ウクライナ		○			○	○		○		○	○		
ウズベキスタン			○		○	○			○	○	○		
ウルグアイ			○		○	○			○	○	○		
英国	○									○			
エクアドル			○		○	○			○	○	○		
エジプト			○			○	○		○	○	○		
エストニア		○		○					○	○	○		
エスワティニ			○		○	○			○	○	○		
エチオピア			○		○	○			○	○	○		
エリトリア			○		○	○			○	○	○		
エルサルバドル			○		○	○			○	○	○		
オーストラリア	○									○			
オーストリア	○									○			
オマーン			○		○	○			○	○	○		
オランダ	○									○			
ガーナ			○		○	○			○	○	○		
カーボベルデ			○		○	○			○	○	○		

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域
ガイアナ			○		○	○			○	○	○		
カザフスタン		○			○	○			○	○	○		
カタール			○		○	○			○	○	○		
カナダ	○									○			
ガボン			○		○	○			○	○	○		
カメルーン			○		○	○			○	○	○		
ガンビア			○		○	○			○	○	○		
カンボジア			○		○	○			○	○	○		
北朝鮮			○			○	○		○			○	
ギニア			○		○	○			○	○	○		
ギニアビサウ			○		○	○			○	○	○		
キプロス		○		○					○	○	○		
キューバ			○		○	○			○	○	○		
ギリシャ	○									○			
キリバス			○		○	○			○	○	○		
キルギス			○		○	○			○	○	○		
グアテマラ			○		○	○			○	○	○		
クウェート			○		○	○			○	○	○		
クック諸島			○		○	○			○	○	○		
グレナダ			○		○	○			○	○	○		
クロアチア			○		○	○			○	○	○		
ケニア			○		○	○			○	○	○		
コートジボワール			○		○	○			○	○	○		
コスタリカ			○		○	○			○	○	○		
コソボ			○			○	○		○	○	○		
コモロ			○		○	○			○	○	○		
コロンビア			○		○	○			○	○	○		
コンゴ共和国			○		○	○			○	○	○		
コンゴ民主共和国			○		○	○			○			○	
サウジアラビア			○		○	○			○	○	○		
サモア			○		○	○			○	○	○		
サントメ・プリンシ ペ			○		○	○			○	○	○		
ザンビア			○		○	○			○	○	○		
サンマリノ			○		○	○			○	○	○		
シエラレオネ			○		○	○			○	○	○		
ジブチ			○		○	○			○	○	○		
ジャマイカ			○		○	○			○	○	○		
ジョージア			○		○	○			○	○	○		
シリア			○			○	○		○	○	○		
シンガポール			○		○	○			○	○	○		

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域
ジンバブエ			○		○	○			○	○	○		
スイス	○									○			
スウェーデン	○									○			
スーダン			○		○	○			○			○	
スペイン	○									○			
スリナム			○		○	○			○	○	○		
スリランカ			○		○	○			○	○	○		
スロバキア		○		○					○	○	○		
スロベニア		○		○					○	○	○		
セーシェル			○		○	○			○	○	○		
赤道ギニア			○		○	○			○	○	○		
セネガル			○		○	○			○	○	○		
セルビア			○		○	○			○	○	○		
セントクリストファ ー・ネービス			○		○	○			○	○	○		
セントビンセントお よびグレナディーン 諸島			○		○	○			○	○	○		
セントルシア			○		○	○			○	○	○		
ソマリア			○			○	○		○			○	
ソロモン諸島			○		○	○			○	○	○		
タイ			○		○	○			○	○	○		
大韓民国										○			○
台湾			○			○	○		○	○	○		
タジキスタン			○		○	○			○	○	○		
タンザニア			○		○	○			○	○	○		
チェコ	○									○			
チャド			○		○	○			○	○	○		
中央アフリカ			○		○	○			○			○	
中華人民共和国			○		○	○			○	○	○		
チュニジア			○		○	○			○	○	○		
チリ			○		○	○			○	○	○		
ツバル			○		○	○			○	○	○		
デンマーク	○									○			
ドイツ	○									○			
トーゴ			○		○	○			○	○	○		
ドミニカ			○		○	○			○	○	○		
ドミニカ共和国			○		○	○			○	○	○		
トリニダード・トバ ゴ			○		○	○			○	○	○		
トルクメニスタン			○		○	○			○	○	○		

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域
トルコ		○		○				○		○	○		
トンガ			○		○	○			○	○	○		
ナイジェリア			○		○	○			○	○	○		
ナウル			○		○	○			○	○	○		
ナミビア			○		○	○			○	○	○		
ニウエ			○		○	○			○	○	○		
ニカラグア			○		○	○			○	○	○		
ニジェール			○		○	○			○	○	○		
ニュージーランド	○									○			
ネパール			○		○	○			○	○	○		
ノルウェー	○									○			
バーレーン			○		○	○			○	○	○		
ハイチ			○		○	○			○	○	○		
パキスタン			○		○	○			○	○	○		
バチカン			○		○	○			○	○	○		
パナマ			○		○	○			○	○	○		
バヌアツ			○		○	○			○	○	○		
バハマ			○		○	○			○	○	○		
パプアニューギニア			○		○	○			○	○	○		
パラオ			○		○	○			○	○	○		
パラグアイ			○		○	○			○	○	○		
パルバドス			○		○	○			○	○	○		
ハンガリー	○									○			
バングラデシュ			○		○	○			○	○	○		
東ティモール			○		○	○			○	○	○		
フィジー			○		○	○			○	○	○		
フィリピン			○		○	○			○	○	○		
フィンランド	○									○			
ブータン			○		○	○			○	○	○		
ブラジル		○			○	○		○		○	○		
フランス	○									○			
ブルガリア	○									○			
ブルキナファソ			○		○	○			○	○	○		
ブルネイ			○		○	○			○	○	○		
ブルンジ			○		○	○			○	○	○		
ベトナム			○		○	○			○	○	○		
ベナン			○		○	○			○	○	○		
ベネズエラ			○		○	○			○	○	○		
ベラルーシ		○			○	○			○	○	○		
ベリーズ			○		○	○			○	○	○		
ペルー			○		○	○			○	○	○		

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域
ベルギー	○									○			
ポーランド	○									○			
ボスニア・ヘルツェ ゴビナ			○		○	○			○	○	○		
ボツワナ			○		○	○			○	○	○		
ボリビア			○		○	○			○	○	○		
ポルトガル	○									○			
香港			○		○	○			○	○	○		
ホンジュラス			○		○	○			○	○	○		
マーシャル諸島			○		○	○			○	○	○		
マカオ			○		○	○			○	○	○		
マケドニア旧ユーゴ スラビア共和国			○		○	○			○	○	○		
マダガスカル			○		○	○			○	○	○		
マラウイ			○		○	○			○	○	○		
マリ			○		○	○			○	○	○		
マルタ		○		○					○	○	○		
マレーシア			○		○	○			○	○	○		
ミクロネシア			○		○	○			○	○	○		
南アフリカ共和国		○			○	○		○		○	○		
南スーダン			○			○	○		○			○	
ミャンマー			○			○	○		○	○	○		
メキシコ			○		○	○			○	○	○		
モーリシャス			○		○	○			○	○	○		
モーリタニア			○		○	○			○	○	○		
モザンビーク			○		○	○			○	○	○		
モナコ			○		○	○			○	○	○		
モルディブ			○		○	○			○	○	○		
モルドバ			○		○	○			○	○	○		
モロッコ			○		○	○			○	○	○		
モンゴル			○		○	○			○	○	○		
モンテネグロ			○		○	○			○	○	○		
ヨルダン			○		○	○			○	○	○		
ラオス			○		○	○			○	○	○		
ラトビア		○		○					○	○	○		
リトアニア		○		○					○	○	○		
リビア			○		○	○			○			○	
リヒテンシュタイン			○		○	○			○	○	○		
リベリア			○		○	○			○	○	○		
ルーマニア		○		○					○	○	○		
ルクセンブルク	○									○			

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域
ルワンダ			○		○	○			○	○	○		
レソト			○		○	○			○	○	○		
レバノン			○		○	○			○			○	
ロシア			○		○	○			○	○	○		
その他の地域			○			○	○		○	○	○		

(注) 上記の対照表は、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙と同じものである。

別表4 提出書類一覧

1. 注意事項

(1) プログラムの役務取引許可申請について

プログラム（外為令別表の1の項の中欄に掲げるものは除く。プログラムを動作させるのに通常必要なデータを含む。）については、申請理由書及び取引概要説明書に代えて輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書（提出書類TAに該当する場合には、貨物の「申請理由書」に準じた理由書）を提出すること。なお、ソースコードを含むプログラムの場合にあっては、必要に応じ追加して説明書を求めることがある。

(2) 役務取引許可申請と輸出許可申請を同時に行う場合

当該役務取引許可申請において、すでに行った又は同時に行う輸出許可申請の添付書類が同じ書類であれば、当該添付書類を省略することができますので、役務取引許可申請における申請理由書又は輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書に当該輸出許可申請において提出した旨を記載してください（なお、先に役務取引許可申請がなされている場合は、同様に輸出許可申請時に添付書類を省略することができますので、輸出許可申請における申請理由書又は輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書に役務取引許可申請において提出した旨を記載してください。）。

(3) 2【貨物（別表1に対応）】提出書類AからF及び3【技術（別表2に対応）】提出書類TAからTEについて、必要に応じて以下の書類も添付すること。

- ① 授權証明書（別記1（ツ））
- ② 委任状（別記1（テ））
- ③ 削除
- ④ 原本証明書（別記1（ナ））
- ⑤ 価格等内訳説明書（別記1（ニ））
- ⑥ 以上の書類の他、経済産業省から特に指示のあった説明資料、証拠書類等

(4) 輸出令別表第1の1の項又は外為令別表の1の項の中欄に掲げる貨物又は技術であって輸出又は提供が認められるものについては、上記の他、輸出令別表第1又は外為令別表の他の項に掲げる貨物又は技術に準じた書類を求めることがある。

(5) 添付書類については、できる限り鮮明なものを提出するよう努めること。

2. 【貨物（別表1に対応）】

提出書類A

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2通	運用通達 別表第3
②	申請理由書	1通	運用通達 別表第3
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1（イ）

注1：申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びFAX番号を記載すること。また、「2 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「4 その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」及び「り地域」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

注2：プログラムと同時に申請するときには申請理由書にプログラム名・商標名、数量、製造者名を併記することで、理由書1通を提出すれば足りるものとする。

注3：カタログ又は仕様書等の技術資料（別記1（エ））、輸出令別表第1の記載項目との対比表等（別記1（ウ））等の提出を求めることがある。

提出書類B 1

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2通	運用通達 別表第3
②	輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書	1通	別記1（ア）
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1（イ）

注：カタログ又は仕様書等の技術資料（別記1（エ））、輸出令別表第1の記載項目との対比表等（別記1（ウ））等の提出を求めることがある。

提出書類B 2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2通	運用通達 別表第3
②	輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書	1通	別記1（ア）
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1（イ）
④	輸出令別表第1の記載項目との対比表等	該当貨物 毎に各1通	別記1（ウ）
⑤	カタログ又は仕様書等の技術資料	1通	別記1（エ）
⑥	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1式	別記1（オ）
⑦	需要者等の誓約書（輸入者の誓約書。最終需要者が未定の場合に限る。）	1通	別記1（カ）様式3

提出書類C

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2通	運用通達 別表第3
②	輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書	1通	別記1（ア）
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1（イ）
④	輸出令別表第1の記載項目との対比表等	該当貨物 毎に各1通	別記1（ウ）
⑤	カタログ又は仕様書等の技術資料	1通	別記1（エ）
⑥	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1式	別記1（オ）
⑦	需要者等の誓約書	1通	別記1（カ）様式2又は3

注1：輸出令別表第1の2の項（12）に該当する工作機械又は測定装置の申請に当たっては、別記1（ケ）の説明資料を添付すること。

注2：輸出令別表第1の2の項（12）に該当する工作機械又は測定装置であって移設検知装置を搭載してい

る場合には、別記 1（コ）の確認書を提出することができる。

注 3：輸出令別表第 1 の 2 の項（17）2 に該当する炭素繊維の申請に当たっては、申請内容明細書「6. 需要の概要」の別紙として、別記 1（ク）の内容の書面を提出すること。

注 4：最終需要者が確定している場合と未定の場合で、誓約書が異なることに注意すること。以下同じ。

提出書類 D 1

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2 通	運用通達 別表第 3
②	輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書	1 通	別記 1（ア）
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1（イ）
④	輸出令別表第 1 の記載項目との対比表等	該当貨物 毎に各 1 通	別記 1（ウ）
⑤	カタログ又は仕様書等の技術資料	1 通	別記 1（エ）
⑥	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1 式	別記 1（オ）
⑦	需要者等の誓約書	1 通	別記 1（カ）様式 2 又は 3
⑧	貨物の需要者（又は予定される需要者）の当該貨物の調達実績及び最終製品の生産状況に係る資料	1 通	別記 1（サ）
⑨	当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料（他の化学物質製造の原料又は触媒として用いる場合に限る）	1 通	別記 1（シ）

注 1：1 契約における該当貨物の物質量が 20 キログラム以下のものを輸出する申請の場合には、特に指示がない限り、⑦の誓約書及び⑨の添付は必要ない。

注 2：化学物質が需要者等と別の者又は場所において保管される場合は、当該保管者及び保管業務を確認できる資料の提出を求めることがある。

提出書類 D 2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
—	提出書類 D 1 に掲げる①から⑥、⑧、⑨及び以下の書類	—	—
⑦	需要者等の誓約書	1 通	別記 1（カ）様式 4

注：化学物質が需要者等と別の者又は場所において保管される場合は、当該保管者及び保管業務を確認できる資料の提出を求めることがある。

提出書類 D 3

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
—	提出書類 D 1 に掲げる①から⑥、⑧、⑨及び以下の書類	—	—
⑦	需要者等の誓約書	1 通	別記 1（カ）様式 4

注 1：1 契約における該当貨物の物質量が 20 キログラム以下（貨物等省令第 2 条第 1 項第二号ハ（3-キヌクリジニル=ベンジラート）については 1 キログラム以下）のものを輸出する申請の場合には、特に指示がない限り、⑦の誓約書及び⑨の添付は必要ない。なお、最終需要者が確定していない場合は認めない。

注 2：化学物質が需要者等と別の者又は場所において保管される場合は、当該保管者及び保管業務を確認でき

る資料の提出を求めることがある。

提出書類D 4

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
—	提出書類D 1 に掲げる①から⑥、⑧、⑨及び以下の書類	—	—
⑦	需要者等の誓約書	1 通	別記 1 (カ) 様式 4
⑩	化学兵器禁止条約の規定に基づき輸入国政府が発行する証明書の原本	1 通	別記 1 (ス)

注：化学物質が需要者等と別の者又は場所において保管される場合は、当該保管者及び保管業務を確認できる資料の提出を求めることがある。

提出書類D 5

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2 通	運用通達 別表第 3
②	輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書	1 通	別記 1 (ア)
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 (イ)
④	輸出令別表第 1 の記載項目との対比表等	該当貨物 毎に各 1 通	別記 1 (ウ)
⑤	カタログ又は仕様書等の技術資料	1 通	別記 1 (エ)
⑥	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1 式	別記 1 (オ)
⑦	需要者等の誓約書	1 通	別記 1 (カ) 様式 2 又は 3
⑧	当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料	1 通	別記 1 (シ)

注：半導体洗浄装置等、当該貨物を組み込んで 1 つの装置・システムを工場等で構築して、それを当該装置・システムの需要者に販売する場合にあっては、⑧の「当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料」に代えて、当該装置・システムの概要（カタログ等）を提出することができる。

提出書類D 6

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2 通	運用通達 別表第 3
②	輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書	1 通	別記 1 (ア)
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 (イ)
④	輸出令別表第 1 の記載項目との対比表等	該当貨物 毎に各 1 通	別記 1 (ウ)
⑤	カタログ又は仕様書等の技術資料	1 通	別記 1 (エ)
⑥	最終需要者が当該貨物を用いた研究等を実施可能であることを示す物理的及び技術的能力に関する資料	1 通	別記 1 (ヌ)

⑦	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1 式	別記 1 (オ)
⑧	需要者等の誓約書	1 通	別記 1 (カ) 様式 2 又は 3

注：②の内容明細書の「6. 需要の概要」中、「使用目的」の欄に、当該貨物を用いて行う研究、製造等の概要も記載すること。

提出書類 E 1

【武器のクレーム輸出】

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2 通	運用通達 別表第 3
②	申請理由書	1 通	運用通達 別表第 3
③	修理依頼書（クレームノート）	1 通	別記 1 (ソ)
④	修理承諾書（クレーム承諾書）	1 通	別記 1 (タ)
⑤	輸入時のインボイス等	1 通	別記 1 (チ)

注 1：仕向地、貨物によっては、輸出令別表第 1 の 2 の項から 1 5 の項までの貨物に係る許可申請に準じた書類の提出が必要となることがある。

注 2：「武器のクレーム輸出」とは、本邦において使用するために輸入された貨物であって、輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物に該当するもののうち、不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出するもの（外為令別表の 1 の項の中欄に掲げる技術（輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）が内蔵された貨物の場合にあっては、当該技術の不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出する貨物を含む。）を本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限る。ただし、当該貨物は、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。

【武器のクレーム輸出以外】

上記以外のケース（武器のクレーム輸出以外の個別案件）については、安全保障貿易審査課に問い合わせること。

提出書類 E 2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2 通	運用通達 別表第 3
②	申請理由書	1 通	運用通達 別表第 3
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 (イ)
④	カタログ又は仕様書等の技術資料	1 通	別記 1 (エ)

注 1：猟銃等（運用通達の別表第 1 の別紙の 1 の（1）（イ）に掲げるもの及びその附属品並びにこれらの部分品）の一時輸出の場合にあっては、申請理由書の型及び等級欄には、申請貨物の価格も併せて記入、その他欄には、積戻しを追記すること。また、猟銃等の所持許可証の写しも併せて提出すること。

注 2：猟銃等のクレーム輸出の場合は、提出書類 E 1 に準じたものを提出すること。

提出書類 F

番号	提出書類	通数	注意事項及び
----	------	----	--------

			記載要領
①	輸出許可申請書	2 通	運用通達 別表第 3
②	輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書	1 通	別記 1 （ア）
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 （イ）
④	輸出令別表第 1 の記載項目との対比表等	該 当 貨 物 毎 に 各 1 通	別記 1 （ウ）
⑤	カタログ又は仕様書等の技術資料	1 通	別記 1 （エ）
⑥	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1 式	別記 1 （オ）
⑦	最終需要者の誓約書	1 通	別記 1 （カ）様式 2
⑧	輸入者の誓約書	1 通	別記 1 （セ）
⑨	輸送時におけるサービス又は施設の使用に関する資料	1 通	別記 1 （ネ）
⑩	貨物の使用場所及びコンピュータアクセスの限定管理方法に関する資料	1 通	別記 1 （ノ）

3. 【技術（別表 2 に対応）】

提出書類 T A

番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領
①	役務取引許可申請書	2 通	役務通達 別紙 3
②	申請理由書	1 通	役務通達 別紙 3
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 （イ）

注：申請理由書の「2 申請の理由」には、当該技術の用途及び取引の経緯を記載すること。「い地域①」及び「り地域」以外を提供先国とするものであって、利用者が確定していない取引の場合にあっては、利用者として予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて再提供される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

提出書類 T B 1

番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領
①	役務取引許可申請書	2 通	役務通達 別紙 3
②	申請理由書	1 通	役務通達 別紙 3
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 （イ）
④	取引概要説明書	1 通	役務通達 別紙 3
⑤	提供技術説明書（カタログ又は仕様書等の技術資料）	1 通	別記 1 （エ）

提出書類 T B 2

番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領
①	役務取引許可申請書	2 通	役務通達 別紙 3
②	申請理由書	1 通	役務通達 別紙 3
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 （イ）

④	外為令別表の記載項目との対比表等	1 通	別記 1 (ウ)
⑤	取引概要説明書	1 通	役務通達 別紙 3
⑥	提供技術説明書 (カタログ又は仕様書等の技術資料)	1 通	別記 1 (エ)
⑦	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1 式	別記 1 (オ)
⑧	需要者等の誓約書 (取引の相手方の誓約書。利用者が未定の場合に限る。)	1 通	別記 1 (カ) 様式 3

提出書類 T C

番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領
①	役務取引許可申請書	2 通	役務通達 別紙 3
②	申請理由書	1 通	役務通達 別紙 3
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 (イ)
④	外為令別表の記載項目との対比表等	1 通	別記 1 (ウ)
⑤	取引概要説明書	1 通	役務通達 別紙 3
⑥	提供技術説明書 (カタログ又は仕様書等の技術資料)	1 通	別記 1 (エ)
⑦	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1 式	別記 1 (オ)
⑧	需要者等の誓約書	1 通	別記 1 (カ) 様式 2 又は 3

注：化学物質、素材の設計・製造技術については、当該技術を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料（別記 1 (シ)）を求めることがある。

提出書類 T D 1

番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領
①	役務取引許可申請書	2 通	役務通達 別紙 3
②	申請理由書	1 通	役務通達 別紙 3
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 (イ)
④	外為令別表の記載項目との対比表等	1 通	別記 1 (ウ)
⑤	取引概要説明書	1 通	役務通達 別紙 3
⑥	提供技術説明書 (カタログ又は仕様書等の技術資料)	1 通	別記 1 (エ)
⑦	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1 式	別記 1 (オ)
⑧	需要者等の誓約書	1 通	別記 1 (カ) 様式 2 又は 3
⑨	当該技術を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料	1 通	別記 1 (シ)

提出書類 T D 2

番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領
①	役務取引許可申請書	2 通	役務通達 別紙 3
②	申請理由書	1 通	役務通達 別紙 3

③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 (イ)
④	外為令別表の記載項目との対比表等	1 通	別記 1 (ウ)
⑤	取引概要説明書	1 通	役務通達 別紙 3
⑥	提供技術説明書 (カタログ又は仕様書等の技術資料)	1 通	別記 1 (エ)
⑦	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1 式	別記 1 (オ)
⑧	需要者等の誓約書	1 通	別記 1 (カ) 様式 4
⑨	当該技術を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料	1 通	別記 1 (シ)

提出書類 T D 3

番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領
①	役務取引許可申請書	2 通	役務通達 別紙 3
②	申請理由書	1 通	役務通達 別紙 3
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 (イ)
④	外為令別表の記載項目との対比表等	1 通	別記 1 (ウ)
⑤	取引概要説明書	1 通	役務通達 別紙 3
⑥	提供技術説明書 (カタログ又は仕様書等の技術資料)	1 通	別記 1 (エ)
⑦	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1 式	別記 1 (オ)
⑧	需要者等の誓約書	1 通	別記 1 (カ) 様式 4
⑨	当該技術を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料	1 通	別記 1 (シ)

注：化学兵器禁止条約の規定に準じた提供先国政府が発行する証明書等の提出を求めることがある。

提出書類 T D 4

番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領
①	役務取引許可申請書	2 通	役務通達 別紙 3
②	申請理由書	1 通	役務通達 別紙 3
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 (イ)
④	外為令別表の記載項目との対比表等	1 通	別記 1 (ウ)
⑤	取引概要説明書	1 通	役務通達 別紙 3
⑥	提供技術説明書 (カタログ又は仕様書等の技術資料)	1 通	別記 1 (エ)
⑦	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1 式	別記 1 (オ)
⑧	需要者等の誓約書	1 通	別記 1 (カ) 様式 2 又は 3
⑨	当該技術を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料	1 通	別記 1 (シ)

提出書類 T E

【武器のクレーム提供】

番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領
①	役務取引許可申請書	2 通	役務通達 別紙 3
②	申請理由書	1 通	役務通達 別紙 3
③	修理依頼書(クレームノート)	1 通	別記 1 (ソ)
④	修理承諾書(クレーム承諾書)	1 通	別記 1 (タ)
⑤	取引概要説明書	1 通	役務通達 別紙 3
⑥	提供技術説明書 (カタログ又は仕様書等の技術資料)	1 通	別記 1 (エ)
⑦	利用者及び取引の相手方の誓約書	各 1 通	別記 1 (キ)
⑧	輸入時のインボイス等	1 通	別記 1 (チ)

注 1：提供先国、技術によっては、外為令別表の 2 の項から 1 5 の項までの技術に係る許可申請に準じた書類の提出が必要となることがある。

注 2：「武器のクレーム提供」とは、本邦において使用するために提供された技術であって、外為令別表の 1 の項の中欄に掲げる技術に該当するもの（輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）のうち、不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに本邦から提供するもの（輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された当該貨物を使用するために設計したプログラムの場合にあっては、当該貨物の不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに本邦から提供する技術を含む。）を本邦に提供した外国において提供する場合に限る。ただし、当該技術は、提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。

【武器のクレーム提供以外】

武器のクレーム提供以外の個別案件については、安全保障貿易審査課に問い合わせること。

別表5 (事前同意手続きの対象外となる貨物)

- ・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器
- ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置
- ・輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる圧力計のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる圧力計
- ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品（ただし、半導体の露光装置用の電源に限る）
- ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁若しくはその部分品又は9に掲げるポンプ若しくはその部分品
- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機の部分品

別表6 申請書及び添付書類の郵送による提出先

名称	郵便番号	住所	担当課
本省	〒100-8901	東京都千代田区霞が関 1-3-1	経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部安全保障貿易審査課
北海道経済産業局	〒060-0808	札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎	北海道経済産業局 総務企画部国際課
東北経済産業局	〒980-8403	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	東北経済産業局 総務企画部国際課
中部経済産業局	〒460-8510	名古屋市中区三の丸 2-5-2	中部経済産業局 地域経済部国際課
近畿経済産業局	〒540-8535	大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	近畿経済産業局 通商部通商課
中国経済産業局	〒730-8531	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎2号館	中国経済産業局 産業部国際課
四国経済産業局	〒760-8512	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	四国経済産業局 産業部産業振興課
九州経済産業局	〒812-8546	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	九州経済産業局 国際部国際課
東京通商事務所	〒113-0034	東京都文京区湯島 4-6-15 湯島地方合同庁舎	東京通商事務所 業務課
横浜通商事務所	〒231-0021	横浜市中区日本大通 11 横浜情報文化センター10階	横浜通商事務所 輸出課
神戸通商事務所	〒650-0024	神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎5階	神戸通商事務所 総務課
沖縄総合事務局	〒900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	沖縄総合事務局 経済産業部商務通商課

別記1 提出書類の記載要領

(ア) 輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書

運用通達、役務通達の規定中、「輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書」とあるものについては、様式1の明細書を用いるものとする。

(1) 基本的注意事項

- (a) 様式1に従って作成すること。（用紙の大きさは、A列4番とする。記載事項が多い場合には複数ページにわたってよい。）
- (b) *印の欄は記入しないこと。
- (c) 「別1等項番」とは、輸出令別表第1又は外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号のこと。
- (d) 貨物及びプログラムを同時に申請するときには、許可申請内容明細書に貨物及びプログラムを併記したものを1通提出すればよい。

(2) 「1. 申請者」の欄

- (a) 申請の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）とする。
- (b) 代理申請の場合には、輸出しようとする者の代理である旨を記載し、代理者が記名をする。

- 例 (i) 〇〇代理
 〇〇株式会社
 代表取締役 何 某
- (ii) on behalf of (principal's name)
 (Agent's name)

(3) 「担当者」の欄

当該輸出許可申請又は輸出許可・承認申請を担当している者の氏名、所属部署名、電話番号、FAX 番号を正確に記載する。

(4) 「チェックリスト受理番号」の欄

輸出しようとする者が輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23 貿局第6号・輸出注意事項17第9号）の規定に基づく輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票が発行されている場合には、その最新の受理番号を記載する。

(5) 「輸出しようとする貨物名・提供しようとするプログラム名（附属品等を除く。）」の欄

(a) 「貨物名（プログラム名）」の欄

輸出許可申請書又は輸出許可・承認申請書の商品名、型及び等級欄に記入したものを記載する。商標名がある場合はそれも記載する。

輸出貨物が附属品又は部分品のみ（以前に本体を輸出しているか否かを問わない。）の場合にあつては、「（附属品等を除く。）」に係わらず当該附属品又は部分品を本欄に記載する。また、プログラム（当該プログラムを動作させるのに通常必要なデータを含む。）については、役務取引許可申請書の役務の内容欄に記入したものを記載する。商標名がある場合はそれも記載する。

当該貨物・プログラムの技術的性能が不明の場合は、輸出令別表第1又は外為令別表の中欄における貨物、技術の規定内容と、当該貨物・プログラムの技術的性能との比較対照表、当該貨物のカタログ等の提出を求めることがあるので、できるだけ申請時に用意すること。

(b) 「数量」の欄

貨物の場合には、輸出許可申請書の数量欄に記載したものと同一ものを記載する。プログラムの場合には、1式、1セットなど当該プログラムを数えるのに適切な単位を添えて記載する。

(c) 「別1等項番、省令番号」の欄

当該貨物又はプログラムが該当する輸出令別表第1又は外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条項号等番号を貨物又はプログラムごとに記載すること。

ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出にあつては、16の項の番号のあとに関税定率法別表の類の番号(2桁)を括弧書きにて記載すること。

(例) 16(第72類)

(d) 「製造者名」の欄

当該貨物又はプログラムの製造者名を記載する。

(6) 「輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の16の項の中欄に掲げるプログラムの提供の場合」の欄

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の16の項の中欄に掲げるプログラムの提供について、本欄に掲げる規定のうち該当するものがある場合は、該当する□欄に■又はレ印を記入のこと。

(7) 「貨物(プログラム)の輸送ルート」の欄

経由地(積替地又は寄港地)のすべての都市を記載する。

貨物又はプログラムが複数にわたる場合であつて、これらの輸送路が異なる時は、同一経路で輸送される貨物又はプログラムごとにそれぞれ輸送経路を記載する。なお、輸送手段(航空機、鉄道、船等)について判明している場合は、これも記載することとし、便名等明らかな場合は、それを併記する。最終仕向地及び通関地の欄は、当該貨物が最終的に陸揚される仕向地の名称及び通関される都市の名称の双方を必ず記載する。

(8) 「輸入者(買主・荷受人)の名称、所在地及び概略」の欄

輸入者の欄には、名称、所在地、事業内容、従業員数の他、輸入者の組織(例えば、出資者名、出資比率など。政府による出資がある場合は、政府資本比率も明記するよう努めること)、規模(例えば、資本金、従業員数など)等について簡潔に記載する。出資者、役員については多数にわたるときには主要な者について記載することによい(誓約書を提出している場合は、誓約書に署名をした者又は当該署名者に権限を委任した者も記載すること)。主要な出資者が複数存在するときには、名称、事業内容、出資比率等について、出資者ごとに行を揃えて記載すること。役員についても同様とする。

なお、輸入者のホームページの URL などについて、該当事項がない、情報が開示されない、情報が存在しないなどの場合には、欄ごとにその旨記載する。

また、買主と荷受人が異なる場合には、併記する。様式1では荷受人の欄がブランクとなっているが、買主と同じ枠組みを作成し、同様に記載する。異なる仲介者が存在する場合にも、同様に記載する。貨物の賃貸契約等の場合には、買主は当該貨物の所有者を記載する。

なお、申請時に需要者を特定できない場合は、荷受人の欄に当該貨物の保管者の情報を同様に記載する。

(9) 「最終需要者の名称、所在地及び概略並びに2. で記載した貨物(プログラム)の設置(使用)予定工場等の名称及び所在地」の欄

最終需要者の欄には、名称、所在地、事業内容、最終需要者の組織(例えば、出資者名、出資比率など。政府による出資がある場合は、政府資本比率も明記するよう努めること)、規模(例えば、資本金、従業員数など)等について簡潔に記載する。出資者、役員については多数にわたるときには主要な者について記載することによい(誓約書を提出している場合は、誓約書に署名をした者又は当該署名者に権限を委任した者も記載すること)。主要な出資者が複数存在するときには、名称、事業内容、出資比率等について、出資者ごとに行を揃えて記載すること。役員、主要取引先についても同様とする。

使用工場等名称及び所在地については、当該貨物・プログラムの使用場所、費消場所、設置場所、保管場所等が、最終需要者の所在地に異なるときに記載する。複数ある場合には、それぞれについて、欄を拡張して行を揃えて、当該工場等の目的(使用場所、保管場所等)も名称の前に添えて記載すること。

なお、最終需要者のホームページの URL などについて、該当事項がない、情報が開示されない、情報が存在しないなどの場合には、欄ごとにその旨記載する。

また、所有者と使用者が異なる場合には、併記する。様式1では使用者の欄がブランクとなっているが、買主と同じ枠組みを作成し、同様に記載する。使用者が複数いる場合には、申請時点で予定される使用者

全てについて記載すること。

(注) 最終需要者による誓約書には使用場所を明記することとなっているが、これと、使用場所が一致することになる。

(10) 「需要の概要」の欄

貨物又はプログラムごとに具体的に記載する。

使用目的には、例えば、当該貨物又はプログラムを用いて最終的に製造される製品を示し、当該製品の部分品(名)や中間生成物を製造するためであることを記載する。半導体洗浄装置等、当該貨物を組み込んで1つの装置・システムを工場等で構築して、それを当該装置・システムの需要者に販売する場合にあっては、当該装置・システムの販売先も記載する。

また、使用方法については、例えば、当該貨物又はプログラムを、どの様に当該部分品・中間生成物の製造に使用するのかについて記載する。

取引の経緯については、需要者等の当該貨物等の購入の簡潔な背景説明、新規・継続取引の別、引き合いに応じた結果の成約、売り込み・営業による交渉の結果の成約、代理店に需要者が来訪して商談が成立した、客先の工場を訪問して据付場所や事業現場に合った製品について打ち合わせた、過去納品したものの補修、過去納品したものが評価され新設・増設のための注文が入ったなど、取引に至った過程における事実を、通常の事業活動で把握される範囲で簡潔に記載する。過去納品したものに係る取引の場合は、当該納品の時期及び許可取得の有無についても記載すること。

なお、申請時に需要者を特定できない場合は、本欄に必ずその理由を使用目的の欄に明記する。(例：輸入者が販売代理店であり、販売先が未定のため)。また、当該貨物の管理方法も明記する。

その他、積み戻しの有無などについても記載する。積み戻しをするときには、予定する積み戻し時期(年月)も記載する。

(11) その他の事項

(a) 記載事項が多く「輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書」の欄に記入しきれない場合又はその他記載すること(例えば：輸出令第8条第2項に規定する異なる有効期限を必要とする理由、無為替輸出の場合の経緯、積み戻しの有無の説明等)がある場合には、別紙にその事由を記載し、当該「輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書」の一部として左上部にのり付けをすること。

(b) 「輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書」は、輸出許可申請書、役務取引許可申請書又は輸出許可・承認申請書とは分離して提出する。(のり付けをしないこと)

(イ) 契約書等及びその写し

輸出者から最終需要者までの一連の契約書等及びその写しを提出すること。ただし、輸入者から最終需要者に至る一連の契約書等については、写し(価格が判別できないものも含む。)のみの提出でも構わない。

なお、許可申請時に最終需要者が確定していない場合は、輸入者等までの契約書等及びその写しを提出すること。

(注1) 契約書等とは、取引の事実について確認できる書類であって、契約書その他、注文書その他の取引の内容を確認することができる書類を含む。

(注2) 契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。

(注3) 原本を提出する場合は当該原本の写しを併せて提出するものとし、原本を提出せずに写しを提出する場合は原本証明書(別記1(ナ))を併せて提出するものとする。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却する。

(注4) 展示会等に出品するために輸出する場合は、展示会に出品することが了承されたことを確認できる書類とする。

(ウ) 輸出令別表第1の記載項目との対比表等

輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）との対比表を添付すること。

なお、貨物又は技術が複数にわたる場合には、それぞれの貨物又は技術ごとに作成すること。（ただし、同一の「型及び等級」の場合、製造番号ごとでなくまとめて記載することもできる。）

（エ）カタログ又は仕様書等の技術資料

カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料を添付すること（許可申請対象の貨物又は技術に該当する部分の写しでよい）。

なお、技術の提供を行う場合については、当該技術により設計、製造又は使用されるシステム、製品等の概要（製品カタログ、要求仕様書等であって、仕様、性能が記載されているもの）を証する資料も併せて添付すること。

（オ）需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料

（a）最終需要者が確定している場合は、需要者等の事業内容及び存在の確認に資するような登記簿等の公式文書、会社案内等の企業に関する対外公表資料並びに輸入者等の事業内容及び存在の確認に資するような同様の資料（当該貨物の設置場所・使用場所が異なる場合も同様（例：賃貸契約書など））

（b）最終需要者が確定していない場合は、輸入者等の事業内容及び存在の確認に資するような登記簿等の公式文書、会社案内等の企業に関する対外公表資料、輸入者等から当該貨物又は技術の保管方法、保管場所等についての説明書

（注1）これらの書類は、入手可能なものを取得するよう努めることを求めているので、経済産業省が特に認める場合には、公式文書の省略や、需要者等による説明書の提出で代えることを認めることがある。

（注2）資料が英語以外の言語で記述されているときには、需要者の名称、所在地及び事業内容について和訳又は英訳の添付を求めることがある。

（カ）需要者等の誓約書

（a）最終需要者が確定している場合

輸出者又はその代理の者は、需要者等に対して、経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」（別記3-1）について説明をし、需要者等が内容を理解したことを確認した誓約書を取得すること。

なお、誓約書の具体的な記載要領等については別記2に従うこと。

① 輸出する貨物が化学兵器禁止条約により規制されるもの（別表1の提出書類の欄においてD2、3又は4とあるもの。以下同じ。）以外であるときには、需要者等から取得する誓約書は、様式2によるものとする。

② 輸出する貨物が化学兵器禁止条約により規制されるものについては、需要者から取得する誓約書は、様式4によるものとする。

（b）最終需要者が確定していない場合

最終需要者が確定していない場合には、輸入者等から取得する誓約書は、様式3によるものとする。経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」としては、別記3-2を用いること。

（注1）「化学兵器禁止条約」とは、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約を指します。

（注2）必要に応じて、追加的な誓約事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める場合があります。

（注3）最終需要者の誓約書については、当該誓約書原本及び写しを各1通提出してください。内容確認後、原本は返却します。

（注4）なお、別記1（ナ）の証明書を併せて提出する場合においては、原本を提出せずに写しのみの提出をもってこれに代えることができます。

（注5）輸出した貨物が消費されたとき、提供した技術が公知のものとなったとき、輸出した貨物若しくは提

供した技術が規制対象の仕様を満たさなくなったとき又は貨物・技術の規制が改正され非該当となったときは、誓約書に基づく事前同意は不要となります。

(キ) 利用者及び取引の相手方の誓約書

利用者及び取引の相手方から取得する誓約書は、需要者等名、住所、対象技術（貨物に内蔵されている場合は、商品名、パーツナンバー及び数量等も記載）、使用場所、用途限定（用途以外は使用しない。）、最終需要者以外使用せず第三者へ再販売又は再移転（再委譲）はしない旨及び用途終了後は日本に返却する旨の内容が記載されていること。

(ク) 輸出令別表第1の2の項（17）2に該当する炭素繊維の申請に係る、申請内容明細書「6. 需要の概要」の別紙

下記の（1）から（5）について、記述すること。

（1）需要者の事業実態

- ・炭素繊維関連事業については、炭素繊維やプリプレグ等の用途・使用目的も含めた具体的な事業内容がわかるように記載。
- ・炭素繊維関連以外の事業も行っている場合は、その概要についても記載。
- ・炭素繊維関連事業の実態（製造ラインの実在を含む）の確認の有無を記載。確認したことがある場合にはその時期・確認方法を記載（いずれも事実関係を記載）。
- ・需要者が製造・販売している製品に関する需要者のホームページがある場合は、その URL を記載。

※明細書中「5. 需要者の名称、所在地及び概略並びに貨物の設置（使用）予定工場等の名称及び所在地」に記載されていれば、重複して記載する必要はありません。

（2）取引に至った経緯

- ・新規取引の場合は、当該貨物を需要者が調達するに至った経緯（引合い・売込み・紹介等）の詳細、輸出者／現地代理店等による需要者訪問／店頭での相談、過去の調達先、取引先を変更する理由等について事実関係を記載。
- ・継続取引の場合は、引合い・売込みの別、前回輸出後の輸出者／現地代理店等による需要者訪問／店頭での相談等について事実関係を記載。

（3）需要者による炭素繊維の管理方法

- ・保管場所のセキュリティ（例：施錠状況、警備監視体制、他の貨物や品種との区分保管の有無等）、貨物保管責任者及び鍵管理者の有無・役職、炭素繊維・プリプレグ等の入出庫・使用時の承認者・役職及び記録の有無、残糸・端材処理の方法及びその実施状況、これらに関する管理規程の有無等について、事実関係を記載。

（4）今回の申請貨物の最終用途・使用方法

- ・炭素繊維の型等級ごとに、許可数量、輸出予定時期、使用予定時期、成果物（用途）及びその製造予定量、予定目付、炭素繊維換算量、想定ロス量、予定販売先、（プリプレグ等を製造販売する場合は、プリプレグ等の予定用途及び予定販売量）について記載。

※炭素繊維からプリプレグ等を製造・販売する場合は、プリプレグ等の販売先との契約書、販売先の存在の確認に努め、その確認した事実及び確認方法について資料を求めることがあります。なお、プリプレグ等の予定販売量が未定の場合には、過去のデータからの推定（値）を確認することがあります。

（5）製造設備の生産能力及び炭素繊維消費能力について

- ・炭素繊維からプリプレグ等、炭素繊維・プリプレグ等から最終製品を製造するそれぞれの装置の種類、台数、生産能力（通常・最大）、炭素繊維消費能力（通常・最大）を記載（※外注している場合は、外注先の情報を記載）。

(ケ) 加工物等に関する説明資料

工作機械、測定装置又はこれらを使用するためのプログラム（以下「工作機械等」という。）の輸出等に当たっては、当該貨物又はプログラムを用いて製造される被加工物がどのようなものか分かる概要説明資料（例：加工物のイメージ図、カタログ（ホームページの写真や図などを含む）、イラスト等）を添付してください。また、工作機械等で製造される加工物が組み込まれる最終製品の説明に関する資料の添付を求めることがあります。なお、事前同意手続きの添付資料としてもこれらに準じるものとします。

（コ）移設検知装置に係る確認書

様式5に従って作成してください。

1. 本確認書は工作機械等の製造者が、工作機械等1台につき1通作成してください。ただし、同一仕様の工作機械等と数値制御装置プログラムの組み合わせとなるものが複数あり、輸出の形態が同一である場合については、それらを1通にまとめて記入しても構いません。
2. チェックボックスのチェック方法について
 - ①貨物（工作機械等）及びプログラムのいずれについても、必ず該当か非該当のチェックボックスにチェックを入れて下さい。組み合わせ方によって、以下の3つのいずれかになります。

貨物該当－プログラム該当
貨物該当－プログラム非該当
貨物非該当－プログラム該当
 - ②工作機械等の製造者と輸出者等が異なる場合には、2. 及び3. のチェックボックスの記載事項について確認のうえ該当する項目にチェックを入れてください。
 - ③工作機械等の製造者が自ら輸出者となる場合には、4. のチェックボックスの記載事項について確認のうえ該当する場合はチェックを入れて下さい。
3. 本確認書には、宛先を記載する必要はありません。
4. 貨物の輸出者名、買主名、最終需要者名（プログラムの提供先名、利用者名）等は記載する必要はありません。
5. 本貨物（又はプログラム）の輸出（又は提供）に係る契約書類の番号、契約の日付を記載する必要はありません。

（サ）貨物の需要者の当該貨物の調達実績及び最終製品の生産状況に係る資料

様式6に従い、貨物の需要者（又は予定される需要者）の当該貨物の調達実績及び最終製品の生産状況（過去3年間）に関する資料を添付すること。

（シ）当該貨物（又は技術）を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料

（a）貨物の場合

①輸出令別表第1の3の項（1）の中欄に掲げる貨物の場合

当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造工程を示したもの。

②輸出令別表第1の3の項（2）若しくは（3）又は3の2の項（2）の中欄に掲げる貨物の場合

当該貨物の用途及び数量を確認できる資料とする。

当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造工程を示したもの（ブロックダイアグラム・製造工程説明書等。ブロックダイアグラムなどの図で示す場合は、当該貨物を使用するところ及び当該貨物の数量がわかるように注などを付けること。）、及び当該貨物の数量を確認できる技術資料（例えば、配管系統図、又は配置図等（一つの工程に対し、貨物数が1の場合は製造工程を示したものの中の注として、貨物の用途・数量を記載することで省略可））とする。ただし、過去に許可を取得して輸出した貨物と同一の需要者向けに同一の設置場所（又は使用場所）で同一の用途のために輸出することが確認できる場合（例えば、過去に許可を取得して輸出した貨物の補修品等の輸出の場合）には省略することができる。

（注）当該貨物の用途及び数量を確認できる資料での説明が明確でないことを理由に許可しないことがあります

す。

(b)技術の場合

当該技術を使用するプラントの最終製品の製造フロー図等（使用箇所を明示したもの）とする。

(ス) 化学兵器禁止条約の規定に基づき輸入国政府が発行する証明書の原本

化学兵器禁止条約の規定に基づき輸入国政府が発行する証明書について、以下に従って添付すること。

(1) 証明書の記載内容を証する輸入管理当局は、原則として対象仕向地の「輸入管理権限を有する政府当局」とする。ただし、当分の間は「外務省」でも可とする。

(2) 様式7の様式例に掲げる事項につき、以下の①～⑪を参照のうえ、対象貨物に係る最終用途等を詳細に記載し、需要者等及び輸入管理当局の証明を得たもの2通（正本（ORIGINAL）及び副本（DUPLICATE））を作成すること。この場合、副本は輸入管理当局側の控えとなる。

① 一契約ごとに作成すること。

② 各項目はできるだけ詳細に記載し、記載内容が多く記載欄に記入しきれない場合は裏面を活用すること。この場合、表面の記載事項との関係が明確に分かるようにすること。

③ 使用言語は英語を基本とするが、英語以外を使用する場合（特に化学物質の最終用途）については、申請者において日本語に翻訳したものを添付すること。

④ 記載事項を全て満たしていれば、様式は特に問わない。

⑤ 「輸出者の（氏名又は名称）及び（住所又は所在地）」の欄

輸出者の氏名又は名称については、法人の場合は法人名称を、個人の場合は氏名を記載すること。住所又は所在地については、法人の場合は登記簿上の本店の所在地を、個人の場合は住所を記載すること。

⑥ 「輸入者の（氏名又は名称）及び（住所又は所在地）」の欄

輸入者の氏名又は名称については、法人の場合は法人名称を、個人の場合は氏名を記載すること。住所又は所在地については、現所在地又は住所を記載すること。

なお、輸入者が「買主」と「荷受人」に分かれる場合は、両者の氏名又は名称、住所又は所在地について併記すること。

⑦ 「最終需要者の（氏名又は名称）及び（住所又は所在地）」の欄

最終需要者の氏名又は名称については、法人の場合は法人名称を、個人の場合は氏名を記載すること。この場合、最終需要者が確定していることが必要である。

⑧ 「貨物の説明」の欄

・「化学物質名称」の欄

化学物質の名称を記載すること。別名を記載する場合は、対象貨物の名称を併記すること。化学物質が複数ある場合は物質毎に列挙すること。

・「数量」の欄

対象貨物毎の重量を単位（kg等）と共に記載すること。

⑨ 「化学物質の最終用途」の欄

対象貨物の最終用途を詳細に記載すること。

⑩ 「最終用途の限定及び再輸出の禁止」の欄

最終需要者に、対象貨物を化学兵器禁止条約によって禁止されていない目的のためにのみ使用すること及び他のいかなる地域にも再輸出しないことの保証（最終需要者の肩書及び日付の記入並びに署名等）を得ること。

⑪ 「政府の証明」の欄

輸入管理当局に、最終用途証明書の記載事項について事実と相違ないことの保証（輸入管理当局（又は外務省）の名称、担当者肩書及び日付の記入並びに署名等）を得ること。

(セ) 輸入者の誓約書

様式2に以下の追加的誓約事項を加えたものを添付すること。

「輸送時において、イラン、イラク及び北朝鮮のサービス又は施設を使用しない。」

(ソ) 修理依頼書（クレームノート）

不具合の事実を確認した発端から需要者まで、具体的な内容（クレームの内容と修理等のリクエスト（商品名、パーツナンバー、数量を含む。））が通知されていることが確認できるもの。

(タ) 修理承諾書（クレーム承諾書）

需要者から不具合等のために返送を承諾している旨（商品名、パーツナンバー、数量及び修理等の対応が具体的に記載されていること。）が申請者まで通知されていることが確認できるもの。

(チ) 輸入時のインボイス等

貨物又は技術が本邦に輸入（提供）されたこと及び当該貨物又は技術のパーツナンバー（及びシリアルナンバー）が確認できるインボイス、パッキングリスト、Airwaybill、船荷証券又はこれに準ずる書類。

(ツ) 授權証明書

法人の申請で、輸出許可申請又は役務取引許可申請に係る書類に記載した申請者が、当該法人の代表権者でない場合は、様式8に従って作成すること。

(テ) 委任状

法人の申請で、実際の輸出者にあたる法人とは別の法人が輸出許可申請又は役務取引許可申請手続きにあたる場合は、様式9に従って作成すること。

(ト) 削除

(ナ) 原本証明書

当該書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書。許可申請（郵送により提出する場合も含む）の際は様式10を、事前同意手続きの際は様式11を用いること。複数の手続きに係る原本証明を行うときは、宛名が同じものについては1通にまとめることができる。

(ニ) 価格等内訳説明書

様式12に従って作成すること。なお、契約締結責任者又はその代理者名で作成すること。

(ヌ) 最終需要者が当該貨物を用いた研究等を実施可能であることを示す物理的及び技術的能力に関する資料

例えば、使用場所の組織案内・会社案内等の当該貨物を取り扱う設備（バイオセーフティレベル等）が分かる資料、当該貨物に関連する研究実績・製品製造実績等を提出すること。また、当該貨物の使用方法に関する具体的説明に関する資料も提出すること。

(ネ) 輸送時におけるサービス又は施設の使用に関する資料

貨物の輸送時においてどのようなサービス又は施設を使用するかが記載されている、契約書、取扱説明書又は輸送計画書を提出すること。

(ノ) 貨物の使用場所及びコンピュータアクセス限定管理方法に関する資料

貨物の使用者及び使用場所並びにコンピュータアクセス限定方法（例えば、アクセスの際にカードキーが必要か、使用者を追加する際の手続きはどうなっているか、等）に関する資料を提出すること。

(ハ) 郵送による許可申請書類等の送り状

様式 13 を用いて作成すること。複数の案件の許可申請書類等をまとめて送付するときには、送り状に「案件 1」、「案件 2」と明記して、それぞれについて「1 申請の内容」及び「2 書類一覧」を記載すること。

「1 申請の内容」には、許可申請書類、事前同意相談書類又はその他の書類のいずれかを示すため該当する□にレを付すこと。「2 書類一覧」には、①輸出許可申請書 2 通、②輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書 1 通、等の書類毎に番号を①から順に付して、その後ろに提出書類名と通数を記載すること。「3 連絡先」は日中連絡がつく連絡先を必ず記載すること。複数の案件がある場合には、送り状の末尾に記載すること。

（注）その他の書類の場合に、様式 13 の記載事項中該当しないものもありえるため、その場合には「－」を記載すること。

別記 2 誓約書の記載要領

1. 最終需要者が確定している場合

- ① 輸出する貨物が化学兵器禁止条約により規制されるもの以外
- (イ) 様式 2 による。
 - (ロ) 「供給者名」については、輸出時点で想定されていた最終需要者が記入する場合は日本の輸出者名を、それ以外の者（例えば、輸出時点で想定されていた最終需要者が再販売を行った場合の再販売先）が記入する場合は当該貨物又は技術を供給した者を記載すること。
 - (ハ) 署名者は、需要者等の代表者又は委任された者とする。委任された者による署名の場合は、委任されたことを証する書類の写しを添付すること。なお、代表者とは法人の代表権を有する者のことをいう。
 - (ニ) 当該取引により、所有権が輸出者から輸入者に移転しない場合は、「買主」の欄には、賃貸契約等の契約書に記載されている輸出の相手方の名称・住所を記載すること。
 - (ホ) 需要者等の所在地と異なる場所で輸出する貨物、プログラム又は技術（プログラムを除く。以下同じ。）を使用する場合には、その場所も記載すること。
 - (ヘ) 貨物の賃貸契約等の場合であり、かつ当該契約後に所有権が使用者に移転することが予定又は想定される場合には、所有者及び使用者の双方から当該誓約書を取得すること。（所有権移転時の事前同意は不要とする。）
 - (ト) 輸出する貨物、プログラム又は技術（以下「貨物等」という。）については、商品名、型及び等級欄に記入したものを記載する。商標名がある場合はそれも記載する。
 - (チ) 契約番号が存在する場合には、その番号を記載する。契約番号が存在しない場合には、契約又は当該取引を特定する情報を記載すること。
 - (リ) 使用の目的の欄には、例えば、当該貨物等を用いて最終的に製造される製品を示し、当該製品の部分品（名）や中間生成物を製造するためであること、また、例えば、当該貨物等を、どの様に当該部分品・中間生成物の製造に使用するのかについても可能な限り具体的に記載すること。
 - (ヌ) 最終用途誓約書（様式 2）第 3 節(c)の輸出する貨物等が用いられる地域については、最終的な仕向地・提供先国（別記 2 において「最終仕向国」という。）を記載すること。
 - (ル) 輸出する貨物等を使用する者は最終需要者であることを前提に誓約を求めている。輸出する時点で判明している使用者が複数いる場合には、最終用途誓約書（様式 2）第 1 節(f)、(g)及び必要に応じて(h)の欄を複数設けて、各欄において、使用する者毎に番号を付して対応関係がわかるように記載することができる。
 - (ヲ) 技術の提供を行う場合は、「輸出者名」の欄に提供者名を、「買主名」及び「買主の住所」の欄に取引の相手方及びその住所を、「最終需要者名」及び「最終需要者の住所」の欄に当該技術を利用する者の名前及びその住所を記載すること。なお、「荷受人名」及び「荷受人の住所」の欄は空欄にすること。また、技術（プログラムを含まない。）を提供するときには、第 3 節(e)の□にチェック（☑）した上で、当該技術の利用者は当該技術を厳格に管理することの誓約をすること。
 - (ワ) 再輸出する際には、輸出者からの事前同意を得る旨記載すること。
 - (カ) 経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」（別記 3－1）について説明を受け、理解した上で、該当欄にチェック（☑）すること。
 - (ヨ) 追加的誓約事項については、原則、4. に記す例によるものとし、その他特に必要があると認めるものについては、別途、経済産業省から指示するものとする。
- ② 輸出する貨物が化学兵器禁止条約により規制されるものについては、需要者から取得する誓約書は、様式 4 によるものとする。その他の記載要領は①に準ずるものとする。

貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物を「に地域①」に輸出する場合又は同条第二号ニからトまでのいずれか並びに同条第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物を「は地域②」に輸出するときは、4. 追加的誓約事項③（イ）を誓約書に加えることができる。

貨物等省令第2条第1項第三号ヘからタまでのいずれかに該当する貨物を「は地域②」に輸出するときは、4. 追加的誓約事項③（ロ）を誓約書に加えることができる。

貨物等省令第2条第1項第二号イからハまでのいずれかに該当する貨物を「は地域②」に輸出するときは、4. 追加的誓約事項③（ハ）を誓約書に加えることができる。

2. 最終需要者が確定していない場合

最終需要者が確定していない場合には、輸入者等から取得する誓約書は、様式3によるものとする。経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」は、別記3-2を用いること。その他の記載要領は1. ①に準ずるものとする。

（イ）輸出等をする貨物等の再販売先が特定され、かつ、用途も特定されている場合があります。

例えば、過去輸出した貨物等の補修用途の場合の補修品のストックなどが考えられます（別表5参照。）。その場合には、第3節(d)において、下段の□にレを付して、予定される又は予想される貨物等の販売先を記載してください。また、使用目的の欄に、例えば「前に輸出した貨物の補修」と記載してください。予定される又は予想される貨物等の販売先が複数ある場合には、別記4②（注1）で規定する様式15の別紙「ストック販売に係る輸出許可申請時添付用」の表を用いてください。事前同意の必要の有無を記載して、許可証とともに交付します。

（ロ）上記以外の場合には、上段の□にレを付してください。

（ハ）なお、（イ）の場合であっても、誓約後に新たな最終需要者に対して補修品を供給する必要がある場合が想定されます。その場合には、（イ）の誓約に関わらず再販売の事前同意手続きを行うことができます。

3. 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合

（イ）誓約書は1. ①「最終需要者が確定している場合」を用います。記載要領も準用してください。

（ロ）追加的記載事項として、4. 追加的誓約事項⑥の全ての事項を記載してください。

（注1）必要に応じて、追加的な誓約事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める場合があります。

（注2）最終需要者の誓約書については、当該誓約書原本及び写しを各1通提出してください。内容確認後、原本は返却します。

（注3）なお、別記1（ナ）の証明書を併せて提出する場合においては、原本を提出せずに写しのみの提出をもってこれに代えることができます。

（注4）輸出した貨物が費消されたとき、提供した技術が公知のものとなったとき、輸出した貨物若しくは提供した技術が規制対象の仕様を満たさなくなったとき又は貨物・技術の規制が改正され非該当となったときは、誓約書に基づく事前同意は不要となります。

（注5）輸出した貨物及び提供した技術が当初の需要者等以外に再輸出・再販売等されたことを知ったときに経済産業省に報告・情報提供をする場合は、様式14の「需要者等が事前同意を得ずに再輸出・再販売等をしたことを把握したときの報告・情報提供について」を使用することができます。

（注6）誓約書を提出した場合であっても、国際社会の平和及び安全の維持の観点から個別に判断をした結果、許可しないことがあります。

（注7）Ⅲ. 1.（1）③（ト）の再輸出・再販売等の相手方の誓約書の場合についても、宛先は日

本の輸出者名としてください。なお、当該相手方が更に第三者に対して再輸出・再販売等を行う場合も、同様に、日本の輸出者あての誓約書を取得することになります。

4. 追加的誓約事項

- ① 最終需要者が確定していない場合であって予定又は想定する販売先を特定できる場合
「第2節で示した貨物等で製造された貨物等は、〔予定された又は想定される最終需要者〕のみに販売されます。ここで示した販売先に再販売又は再輸出するときには事前同意の対象としません。」
(注) Ⅲ. 1. (1) ① (ロ) の「補修品に関する事前同意が不要な場合」の適用を希望するときには、この追加的誓約事項を追加できます。
- ② 輸出する貨物等によって又はこれを用いて製造した貨物等が機微な製品であって経済産業省から特に指示があった場合
「第2節で示した貨物等で製造した貨物等は、〔例：「ち地域」を列挙〕には輸出しません。また、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関には販売しません。」
(注) ウラン濃縮やミサイル製造などに重要な素材など、特に注意を要する製品を製造し外販する場合（例：規制される炭素繊維から製造されるプリプレグ、プリフォーム等を外販）であって経済産業省が特に必要と判断した場合にこの追加的誓約事項の追加をお願いすることがあります。
- ③ 輸出令別表第1の3の項(1)に該当する化学物質の輸出をする場合
(イ) 貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物を「は地域①」に輸出する場合又は同条第1項第二号ニからトまで並びに同条第1項第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物を「は地域②」に輸出するときに、以下の追加的誓約事項を追加することができます。
「第3節(d)の誓約事項に反し、やむを得ず、我々(私)が第2節で示した貨物等、その複製、〔化学物質名〕及び全重量の30%を超える〔化学物質名〕を含む混合物を再販売又は再輸出する場合、我々(私)は、第1節(a)で示した輸出者の書面による事前同意を得ます。」
(ロ) 貨物等省令第2条第1項第三号ヘからタまでのいずれかに該当する貨物を「は地域②」に輸出するときに、以下の追加的誓約事項を追加することができます。
「第3節(d)の誓約事項に反し、やむを得ず、我々(私)が第2節で示した貨物等、その複製、〔化学物質名〕及び全重量の10%を超える〔化学物質名〕を含む混合物を再販売又は再輸出する場合、我々(私)は、第1節(a)で示した輸出者の書面による事前同意を得ます。」
(ハ) 貨物等省令第2条第1項第二号イからハマまでのいずれかに該当する貨物を「は地域②」に輸出するときに、以下の追加的誓約事項を追加することができます。
「第3節(d)の誓約事項に反し、やむを得ず、我々(私)が第2節で示した貨物等、その複製、〔化学物質名〕及び全重量の1%を超える〔化学物質名〕を含む混合物を再販売又は再輸出する場合、我々(私)は、第1節(a)で示した輸出者の書面による事前同意を得ます。」
- ④ 人造黒鉛を輸出する場合
以下の追加的誓約事項を追加することができます。
「我々(私)は、第2節に示す貨物等、その複製及び以下に示す大きさに加工することができる如何なるサイズの人造黒鉛の材料／部品を再販売又は再輸出しません。ただし、やむを得ず当該貨物等、その複製及び以下に示す大きさに加工することができる如何なるサイズの人造黒鉛の材料／部品を再販売又は再輸出するときには、我々(私)は、(d)で示した輸出者から再販売又は再輸出に関する書面による事前同意を得ます。
1) シリンダー：直径120mm以上 × 幅50mm以上
2) チューブ：内径65mm以上 × 厚さ25mm以上 × 高さ50mm以上
3) ブロック(塊)：120 mm × 120 mm × 50 mm以上の大きさ」

- ⑤ 輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物の輸出のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当する貨物を「と地域②」を仕向地とする(貨物の需要者が確定している場合に限る。)ときに、以下の追加的誓約事項を需要者等の誓約書に全て記載してください。
- 1) 輸送時において、イラン、イラク及び北朝鮮のサービス又は施設を使用しない。
 - 2) 当該貨物等は第1節(g) (又は(h)) のみで使用する。
 - 3) イラン、イラク及び北朝鮮に居住する者のコンピュータアクセス(注)を禁止する。
 - 4) コンピュータアクセスは善良でアクセスを行うことを承認された人に限定する。
 - 5) 上記4)を実現するために、下記の内容を確保する。
 - (a) 実行されるプログラムが許可の条件に従うものであるか否かを必要に応じ調査することを確認する。許可の条件に従うものでない場合には、そのプログラムをシステムから削除する。
 - (b) 承認された最終用途を全ての使用者に守らせる。
 - (c) 新しいアカウントの設定とパスワードの割り当てを監督する。
 - 6) 貨物の改造の制限(輸出者の事前の許可なく加重最高性能を高めるような改造を行わない。)
- (注) コンピュータアクセスは、プログラムの作成、読み込み又は実行することを指し、システム管理を含む。コンピュータアクセスには、蓄積されたデータを取得すること及び使用を承認されないプログラム以外のプログラム上での処理データのやり取りは含まない。
- ⑥ 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合、以下の追加的誓約事項を需要者等の誓約書に全て記載してください。
- 1) 「提供された設計・製造技術を用いて製造した規制製品を新規顧客に輸出又は販売するときには、第3節(d)の輸出者の書面による事前同意を得ます。」
 - 2) 「提供された設計・製造技術を用いて製造した規制製品の年間販売実績を、第3節(d)の輸出者の指示に従い報告します。」
 - 3) 「その他、第3節(d)の輸出者から提供された設計・製造技術を用いて製造した規制製品の販売に関する指示があった場合には、これに従います。」

注1： 必要に応じて上記以外の誓約書の提出をお願いすることがあります。

注2： 上記条件に該当する場合であっても、上記の追加的誓約を要しない場合又は追加を認めない場合があります。

別記 3－1

(最終需要者が確定している場合)

最終用途誓約書に係る注意事項

経済産業省

貴社（あなた）が調達しようとする貨物、ソフトウェア又は技術は、国際的な輸出管理に関する合意のもと、日本の外国為替及び外国貿易法に基づき輸出が規制されています。供給者は、日本の経済産業省の許可を得る必要があります。このため貴社（あなた）には、以下のことについて理解していただき、協力をお願いします。

1. 経済産業省により指定された最終用途誓約書の内容及びこの「最終用途誓約書に係る注意事項（以下「誓約書注意事項」という。）」をよく理解し、その遵守をお願いします。その上で、最終用途誓約書の所定欄に署名者が直筆で印をし、貴社（あなた）の代表又は権限を与えられた者による署名をしてください。最終用途誓約書は2通作成し、1通は貴社（あなた）が保管し、もう1通は供給者（日本の輸出者）に届くようにしてください。
2. 貴社（あなた）が今回入手したアイテムの所有権・使用権をやむを得ない事情で第三者に移転するときには、事前に、新たな最終需要者が、大量破壊兵器（ウラン濃縮、核燃料再処理、重水製造、ロケット・無人航空機の製造等を含む。）や武器の開発・製造の活動に関与していないことを確認してください。
3. 貴社（あなた）が今回入手したアイテムの所有権・使用権をやむを得ない事情で国内の第三者に移転するときには、経済産業省により指定された最終用途誓約書の様式（あて先は貴社（あなた）となります。）及び誓約書注意事項を新たな最終需要者に提示し、新たな最終需要者によって署名された最終用途誓約書を2通取得してください。1通は新たな最終需要者が保存し、1通は貴社（あなた）が保存することになります。
4. 貴社（あなた）が今回入手したアイテムをやむを得ない事情で再輸出するときには、書面により、経済産業省から義務を課された供給者（日本の輸出者）の事前了解を得てください。その際には、新たな最終需要者の存在、事業内容等を説明し証明するために、新たな最終需要者の事業登記簿、会社案内パンフレット等の客観的資料の提出が必要になります。さらに、新たな最終需要者が署名する経済産業省により指定された最終用途誓約書（あて先は日本の輸出者となります。）を提出（2通作成し、1通は新たな最終需要者が保存し、もう1通は供給者を通じて経済産業省へ提出）することも必要になります。（供給者が不明なときは、経済産業省に問い合わせてください。）
5. 将来、経済産業省が必要と認めるときには、直接又は供給者を通じて、貴社（あなた）が今回入手したアイテムの使用状況、保管状況、第三者への所有権・使用権の保有状況などを聞くことがあります。その時には、可能な限りの協力をお願いします。
6. 誓約事項に対して何らかの虚偽の声明又は不遵守があった場合は、将来的に、経済産業省の審査方針において否定的な影響を与えることがあります。

別記 3－2

(最終需要者が確定していない場合)

最終用途誓約書に係る注意事項

経済産業省

貴社（あなた）が調達しようとする貨物、ソフトウェア又は技術は、国際的な輸出管理に関する合意のもと、日本の外国為替及び外国貿易法に基づき輸出が規制されています。供給者は、日本の経済産業省の許可を得る必要があります。このため貴社（あなた）には、以下のことについて理解していただき、協力をお願いします。

1. 経済産業省により指定された最終用途誓約書の内容及びこの「最終用途誓約書に係る注意事項（以下「誓約書注意事項」という。）」をよく理解し、その遵守をお願いします。その上で、最終用途誓約書の所定欄に署名者が直筆で☑をし、貴社（あなた）の代表又は権限を与えられた者による署名をしてください。最終用途誓約書は2通作成し、1通は貴社（あなた）が保管し、もう1通は供給者に渡してください。
2. 貴社（あなた）が今回入手したアイテムの所有権・使用権を第三者に移転するときには、事前に、新たな最終需要者が、大量破壊兵器（ウラン濃縮、核燃料再処理、重水製造、ロケット・無人航空機の製造等を含む。）や武器の開発・製造の活動に関与していないことを確認してください。
3. 貴社（あなた）が今回入手したアイテムの所有権・使用権を国内の第三者に移転するとき又は再輸出するときには、書面により、経済産業省から義務を課された供給者の事前了解を得てください。その際には、新たな最終需要者の存在、事業内容等を説明し証明するために、新たな最終需要者の事業登記簿、会社案内パンフレット等の客観的資料の提出が必要になります。新たな最終需要者が署名する経済産業省により指定された最終用途誓約書（あて先は日本の輸出者となります。）を提出（2通作成し、1通は新たな最終需要者が保存し、もう1通は供給者を通じて経済産業省へ提出）することもあります。（供給者が不明なときは、経済産業省に問い合わせてください。）
4. 将来、経済産業省が必要と認めるときには、直接又は供給者を通じて、貴社（あなた）が今回入手したアイテムの使用状況、保管状況、第三者への所有権・使用権の保有状況などを聞くことがあります。その時には、可能な限りの協力をお願いします。
5. 誓約事項に対して何らかの虚偽の声明又は不遵守があった場合は、将来的に、経済産業省の審査方針において否定的な影響を与えることがあります。

別記4 許可条件に関する事項

輸出許可又は役務取引許可の条件として、外為法第67条第1項の規定により、国際的な平和及び安全の維持の確実な実施を図るために以下のもの又はこれらに準じたものを付すことがあります。これらの他、外為法の確実な実施を図るために必要最小限の条件を付すことがあります。（条件中の報告先等については、経済産業局にて許可証が発給されたものについては、「貿易経済協力局安全保障貿易審査課」とあるものが「経済産業省〇〇経済産業局〇〇通商事務所」等と書き換えられます。）

① 輸出される貨物又は技術（プログラムを含む。以下「貨物等」という。）の積み戻しを前提として許可するものの例

「本輸出許可証により輸出された貨物は、使用目的達成後速やかに本邦に積み戻し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ、貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。（提出期限 年月末日）」

「本輸出許可証により輸出された貨物、あるいはその代替品又は修理された貨物を本邦に輸入し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ、貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。（提出期限 年月末日）」

「本輸出許可証により輸出された貨物は、仕向地において不具合調査後速やかに本邦に積み戻し、その旨を半期毎にまとめる積み戻し報告一覧表に記載し、貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。（積み戻し期限 年月末日）」

② 最終需要者が確定していない場合の貨物等の保管、再輸出・再販売等の状況に関する報告の例

（イ）輸出許可の場合

「申請者は、6月末日における買主による貨物の保管、再販売又は再輸出（以下「再輸出・再販売」という。）の状況を翌月末日までに、12月末日における買主による貨物の保管、再輸出・再販売の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（第1回報告期限 年月末日）。また、申請者は、買主による貨物の保管、再輸出・再販売の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

（ロ）役務取引許可の場合

「申請者は、6月末日における取引の相手方による技術の保管、再提供の状況を翌月末日までに、12月末日における取引の相手方による技術の保管、再提供の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（第1回報告期限 年月末日）。また、申請者は、取引の相手方による技術の保管、再提供の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

（注1）経済産業省の指定する報告様式は、様式15のとおりとします。

（注2）当該貨物等に対して安全保障貿易審査課が発給した輸出許可証が対象とするすべての貨物等の残数量が無くなった場合については、次回以降の状況報告は不要となります。

（注3）1月から6月までに輸出許可等を受けた貨物又は技術の保管、再輸出・再販売等の状況の第1回の報告については、その年の12月末日における状況の報告とし、7月から12月までに輸出許可等を受けた貨物又は技術の保管、再輸出・再販売等の状況の第1回の報告については、翌年の6月末日における状況の報告とします。

（注4）期限付きで無為替輸出をし、期限内に最終需要者等が決定しなかった場合を考慮した条件として、「なお、本輸出許可証により輸出された貨物が、年月末日までに再輸出又は再販売が行わ

れなかった場合には、速やかに本邦に積み戻し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。」を追記する場合があります。

③ 輸出した貨物等の着実な据付、設置の確認が必要なときの例

仕向地、貨物等の仕様、需要者等によって、貨物等が実際に据え付けられたことを報告する「据付報告」、その後貨物が当初の場所に引き続き設置されていることを報告する「設置状況報告」が付されることがあります。

据付報告条件の例：

「本輸出許可証により輸出された貨物については、設置完了後、その旨を書面により当該設置が確認できる書類を添付のうえ貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に提出すること。（提出期限 年月末日）」

設置状況報告条件の例：

「本輸出許可証により輸出された貨物については、当該貨物設置完了後、○年間、当該貨物の設置状況について、1年毎に確認し、速やかにその旨を書面により当該設置状況が確認できる書類を添付のうえ安全保障貿易審査課に提出すること。」

なお、据付報告については、経済産業省から特段の指示がない限り、以下の書類を提出して下さい。

(イ) 据付報告書

様式16を用いて次の要領で記載してください。該当する□にレを付けてください。

申請者（代表権者（代表権を委任された者を含む。）の氏名を記載してください。）から経済産業大臣宛にご報告ください。

「1. 貨物名（プログラム名）及び輸出許可番号等」には、据付報告条件が付された貨物及びプログラム（プログラムのみに据付報告条件が付されている場合であって、当該プログラムが貨物に組み込まれて輸出又は使用される場合には、当該貨物についての情報も様式に従って記載してください。）について、機種（貨物名）、プログラム名、数量、機番（貨物のみ）、許可番号及び許可日を記載してください。複数ある場合には、必要な数の欄を複製して同様に記載してください。

注：貨物のみに条件が付された場合に、当該貨物を動作させるプログラムについて記載しても構いません。

「2. 買主（提供先）の名称及び所在地」、「3. 最終需要者（プログラムの利用者）の名称及び所在地」には、許可証に記載された者の名称及び住所を記載してください。

「4. 設置場所」には、最終需要者による誓約書における「貨物等の使用場所」（「最終需要者の住所」と同じ場合は、最終需要者の住所）が記載されることになります。輸出許可後にやむを得ない事情によって設置場所が変更されたときには、当該場所が、許可された最終需要者のものであることが確認できる書類を追加してください。やむを得ない事情については備考欄に記載してください。

「5. 据付場所（設置場所）確認者及び作業工程」には、据付報告の場合には、作業工程欄に、例えば機械搬入、据付作業、据付完了等を、確認者（立会者、据付者）欄に、〇〇社・所属部署・氏名を記載してください。据付作業の工程については、確認者の欄に据付作業者名を記載することになります。

その他、設置場所の詳細な特定など、特に経済産業省から指示があったときには、その指示に従ってください。

「※輸出許可後にやむを得ない事情によって設置場所が変更された場合の記載内容」には、輸出許可後にやむを得ない事情によって設置場所が変更されたときのみ記入してください。「聴取内容、理由」欄には、やむを得ない事情（例：輸出許可後に工場の移転が決まったなど）について聴取した内容を経緯として追記してください。「当該場所を確認できる書類の種類」欄には、当該場所が

許可された最終需要者のものであることが確認できる書類の種類（登記簿等）を記入してください。
（ロ）輸出（役務取引）許可証の写し（両面）

（ハ）受領確認書

様式17を用いてください。受領確認として、最終需要者の代表者又は権限委任された者（通常は、許可申請時に添付した最終需要者による誓約書の署名者と同じ。）による署名を受けてください。第1節の内容は、誓約書の第2節の内容と同じものを記載してください。第2節には、誓約書の第1節に記載されている「貨物等の使用場所」（「最終需要者の住所」と同じ場合は、最終需要者の住所）が記載されることになります。輸出許可後にやむを得ない事情によって設置場所が変更されたときには、当該場所を記載してください。その場合には、当該場所が確認できる書類（例：住所を確認できる工場の賃貸契約の写しなど）の取得及びやむを得ない事情（例：輸出許可後に工場の移転が決まったなど）の聴取をしてください。聴取した内容は、様式16の6. 下の※欄に経緯として追記してください。最終需要者による受領確認の日付は、通常、据付完了日以降となります。その他、設置場所の詳細な特定など、特に経済産業省から指示があったときには、その指示に従ってください。

（ニ）仕向地に当該貨物が確かに輸入されたことが確認できる書類（例：輸入通関書の写し等）

据付報告条件が付された貨物については、当該貨物が仕向地の輸入通関書の写しなどを提出してください。据付報告条件が付されたプログラムの場合には、当該プログラムが貨物に組み込まれて輸出又は使用される場合には、当該貨物の輸入通関書の写しなどの提出をしてください。

（注1）「ち地域」を仕向地とする案件の報告書類については、別途経済産業省安全保障貿易審査課に相談してください。

（注2）工作機械、測定装置及びこれらを使用するためのプログラムに関し、移設検知装置が搭載されているときは、「ち地域」を仕向地とするもの以外は、原則としてこれらの条件は付されません。移設検知装置のパスワード等は厳格に管理してください。移設検知装置の搭載状況等の説明は別記1（コ）を参照してください。

（注3）なお、設置状況報告については、（イ）の書類を用いてください。様式16中、該当する□にレを付けてください。「5. 据付場所（設置場所）確認者及び作業工程」の作業工程には、例えば、定期点検等、作業工程が発生しているときにその事実を記載してください。なんら、作業工程が発生していない場合には、最終需要者工場訪問など、事実を記載してください。

④ 輸出した貨物等の使用状況に関する報告又は制限を前提として許可するものの例

需要者等が誓約書で誓約したとおりに使用していることなどを確認する「使用状況報告」が付されることがあります。また、輸出した貨物等の使用方法に制限等を課す必要がある場合には、需要者等の誓約書に追加的誓約事項を加えた上で条件を付すことがあります。

「本輸出許可証により輸出された貨物については、当該貨物設置完了後、○年間、当該貨物の使用状況について、1年毎に確認し、速やかにその旨を書面により当該使用状況が確認できる書類を添付のうえ安全保障貿易審査課に提出すること。」

「最終需要者の最終用途誓約書に記載された使用目的以外に使用しようとする最終需要者から事前同意を求められた場合は、その理由又は必要性を明確にした上で経済産業省の指示に従うこと。」

「申請者は、本許可証を使用して輸出した貨物について、需要者における受入日と受入量、その貨物から製造された製品の名称及び数量、これのために使用された貨物の量、貨物の在庫量について○ヶ月毎の実績をその実績にかかる月の翌月末日までに経済産業省が指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（ただし、本許可証を使用して輸出した貨物の全量が使用されたときは、その回の報告の後には、更に同許

可証を使用した輸出が行われるまでは、この報告を不要とする。) また申請者は、需要者による貨物の管理・使用の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

「最終需要者又は保管者から再輸出（再提供（当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。））又は再販売に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。」

⑤ 船積み数量に関する報告又は制限を前提として許可するものの例

「申請者は、本輸出許可証により輸出する貨物については、貨物船積み以前に、需要者における貨物の在庫数量を書面により把握し、今般出荷する貨物が需要者に到達することが明らかであることを確認した上で、出荷すること。ただし、船積み数量（既に船積みした貨物であって、輸出者から需要者への輸送中のものの数量を含む。）及び需要者の在庫数量の合計が〇〇以内になるよう管理すること。」

「申請者は、本許可証を使用して輸出した貨物について、需要者における受入日と受入量、その貨物から製造された製品の名称及び数量、これのために使用された貨物の量、貨物の在庫量について確認の上、許可日を起算日として、〇か月毎の実績をその実績にかかる月の翌月末日までに別添の報告様式により経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（ただし、本許可証を使用して輸出した貨物の全量が使用されたときは、その回の報告の後には、更に同許可証を使用した輸出が行われるまでは、この報告を不要とする）。

また、申請者は、需要者による貨物の管理・使用の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

⑥ 輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物の輸出のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当する貨物を輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地とするものの例（貨物の需要者が確定している場合に限る。）

「輸送時において、イラン、イラク及び北朝鮮のサービス又は施設を使用しないこと。」

⑦ 設計又は製造に係る技術により、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の中欄に掲げるプログラムを製造する役務取引許可に対するものの例

Ⅱ. 2. (3) の許可条件に加えて以下の条件が付されます。

「本役務取引許可証により提供した技術を用いて当該技術の最終需要者が該当品を製造し、販売するときに、当該最終需要者から事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意の手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。」

（注）特に報告様式を指定しない場合は、様式18の参考様式を用いることが出来ます。

別記5 事前同意手続きに係る書類の記載要領

1. 貨物及び技術の再輸出・再販売等に係る事前同意手続き

(1) 様式について

事前同意相談書は、様式19の（その1）及び（その2）の2種類それぞれを記入して、相談の手続きをしてください。

また、現在の需要者等から輸出者への事前同意相談要請の様式として、様式21を用いることができます。

(2) 記載方法について

①相談者

氏名又は名称及び相談者の氏名は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）とします。委任された者の場合には、それを証する書類を添付してください。

②相談の理由

需要者等から事前同意の要請を受けたときには、当該要請に記載されている日付を相談の理由の年月日に記載し、当該事前同意の種類が再輸出／再提供（国外）、再販売／再提供（国内）、再移転のいずれかを○で囲んでください。また、当該貨物等が当初許可を受けて輸出等したときの許可番号と許可証に記載されている許可日を記入してください。（複数あるときには複数記載）

③相談の内容

原則として、輸出許可申請時における許可申請内容明細書の記載要領を準用してください。ただし、事前同意相談書は（その1）と（その2）に分割されていますので注意してください。

④〔※経済産業省使用欄〕には、記載しないでください。

⑤原許可時の需要者等からの事前要請書は、当該需要者等の代表者又は委任された者の署名を付したものを受領してください。

2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き

(1) 様式について

事前同意相談書は、様式20の（その1）及び（その2）の2種類それぞれを記入して、相談の手続きをしてください。

また、技術を利用する者から輸出者への事前同意相談要請の様式として、様式22を用いることができます。

(2) 記載方法について

①相談者

氏名又は名称及び相談者の氏名は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）とします。委任された者の場合には、それを証する書類を添付してください。

②相談の理由

需要者等から事前同意の要請を受けたときには、当該要請に記載されている日付を相談の理由の年月日に記載し、当該事前同意の種類が輸出、販売のいずれかを○で囲んでください。また、役務取引許可を受けて提供した設計又は製造技術の許可番号と許可証に記載されている許可日を記入してください。（複数あるときには複数記載）

③相談の内容

原則として、輸出許可申請時に必要な許可申請内容明細書の記載要領を準用してください。ただし、事前同意相談書は（その1）と（その2）に分割されていますので注意してください。

④〔※経済産業省使用欄〕には、記載しないでください。

⑤原許可時の需要者等からの事前要請書は、当該需要者等の代表者又は委任された者の署名を付したものを受領してください。

3. 誓約書の変更に関する事前同意手続

(1) 様式について

事前同意相談書は、様式 2 3 を記入して、相談の手続をしてください。

(2) 記載方法について

①相談者

氏名又は名称及び相談者の氏名は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）とします。委任された者の場合には、それを証する書類を添付してください。

②相談の理由

貨物等が許可を受けて輸出等したときの許可番号と許可証に記載されている許可日を記入してください。（複数あるときには複数記載）

③相談の内容

原則として、輸出許可申請時における許可申請内容明細書の記載要領を準用してください。

④〔※経済産業省使用欄〕には、記載しないでください。

輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書

輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請の内容について、以下のとおり補足説明をいたします。

申請日	年 月 日	*許可証番号	
1. 申請者 (氏名又は名称及び代表者の氏名) (住所)	担当者氏名		
	所属部署		
	電話番号		
	FAX 番号		
		チェックリスト受理番号	
2. 輸出しようとする貨物名・提供しようとするプログラム名（附属品等を除く。）			
貨物名（プログラム名）	数量	別1等項番	省令番号 製造者名
※ 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の16の項の中欄に掲げるプログラムの提供の場合 (該当するものに■又は☑印を付すこと)			
☐ 輸出貿易管理令第4条第1項第三号イ 「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」の[☐ 第一号、 ☐ 第二号、 ☐ 第三号] ☐ 輸出貿易管理令第4条第1項 [☐ 第三号ロ、 ☐ 第三号ハ、 ☐ 第三号ニ] ☐ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ 「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」の[☐ 第一号、 ☐ 第二号、 ☐ 第三号] ☐ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項 [☐ 第七号ロ、 ☐ 第七号ハ、 ☐ 第七号ニ]			
3. 貨物（プログラム）の輸送ルート（経由地（積替地又は寄港地）を全て記載。）			
(積出港)	(経由地)	(最終仕向地及び通関地)	
4. 輸入者の名称、所在地及び概略			
買主 (取引相手)	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員名：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
荷受人			
5. 最終需要者の名称、所在地及び概略並びに2.で記載した貨物（プログラム）の設置（使用）予定工場等の名称及び所在地			
所有者 (利用者)	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員名：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
使用者			
6. 需要の概要（2.で記載した貨物（プログラム）の使用目的及び使用方法等）			
使用目的			
使用方法			
取引経緯			
その他（積み戻しの有無の説明など）			

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者が記入するものである。)

様式2

供給者名

(日本の輸出者名)

最終用途誓約書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

第1節：関係者

- (a) 輸出者名 _____
- (b) 買主名 _____
- (c) 買主の住所 _____
- (d) 荷受人名 _____
- (e) 荷受人の住所 _____
- (f) 最終需要者名 _____
- (g) 最終需要者の住所 _____
- (h) 貨物等の使用場所 ((g)と異なる場合) _____

第2節：貨物等 (貨物, ソフトウェア, 技術)

- | (a) 貨物等の説明 (例: 製造者名 / 型, 等級, 種類, シリアルナンバー) | (b) 数量/重量 |
|--|-----------|
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |

(c) 契約番号 / 契約のサイン日 _____ / _____

第3節：誓約事項

- (a) 第2節で示した貨物等の用途は次のとおりです。 _____
- _____
- (b) 上記の貨物等及び/又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び/又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又は IAEA 保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限りします。
- (c) 上記の貨物等は第1節に記す最終需要者以外は使用せず、_____ (最終仕向国)にとどまります/で消費されます。
- (d) 我々 (私) は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、経済産業省から義務を課された _____ (日本の輸出者名) の書面による事前同意を得ます。
- (e) (上記の貨物等が技術を含む場合—□はい—), 当該技術を対外秘のものとして厳格に取扱います。
- (f) 追加的な誓約事項等: _____
- _____
- _____
- _____
- (g) 上記の貨物等の所有権・使用权は、やむを得ない事情がある場合に限り、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であって当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者/社に移転されるものとします。
- (h) ☐ 我々 (私) は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社/組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社/組織名、(ブロック体で) 署名者の名前及び肩書き

日付

(注: 別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと)

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の買主又は荷受人が記入するものである。)
(※最終需要者が確定していない場合に用いる。)

様式3

日本の輸出者名

最終用途誓約書
(経済産業省への提示を目的とするもの)

第1節：関係者

- (a) 輸出者名 _____
(b) 買主名 _____
(c) 買主の住所 _____
(d) 荷受人名 _____
(e) 荷受人の住所 _____
(f) 販売業者の名称 _____
(g) 販売業者の住所 _____
(h) 貨物等の保管場所 (g)と異なる場合) _____

第2節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

- | (a) 貨物等の説明 (例：製造者名 / 型、等級、種類、シリアルナンバー) | (b) 数量／重量 |
|--|-----------|
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
- (c) 契約番号 / 契約のサイン日 _____ / _____

第3節：誓約事項

- (a) 第2節で示した貨物等は第1節で指定した場所で厳重に保管します。
(b) 上記の貨物等及び／又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び／又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又は IAEA 保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限りします。
(c) 上記の貨物等は _____ (最終仕向国)にとどまります／で消費されます。
(d) ☐ 我々（私）は、上記の貨物等を経済産業省から義務を課された _____ (日本の輸出者名)の事前同意なく所有権・使用権を国内の第三者に移転しません。
☐ 第2節で示した貨物等は _____ にのみ販売され、 _____ に使用されます。
(e) 我々（私）は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、(d)で示した輸出者の書面による事前同意を得ます。
(f) (上記の貨物等が技術を含む場合—☐はい)—, 当該技術を対外秘のものとして厳格に取扱います。
(g) 追加的な誓約事項等： _____

(h) 上記の貨物等の所有権・使用権は、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であって当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者／社に移転されるものとします。
(i) ☐ 我々（私）は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社／組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社／組織名、(ブロック体で) 署名者の名前及び肩書き

日付

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと)

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者又は荷受人が記入するものである。)

様式 4

供給者名

(日本の輸出者名)

最終用途誓約書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

第1節：関係者

- (a) 輸出者名 _____
- (b) 買主名 _____
- (c) 買主の住所 _____
- (d) 荷受人名 _____
- (e) 荷受人の住所 _____
- (f) 最終需要者名 _____
- (g) 最終需要者の住所 _____
- (h) 貨物等の使用場所 ((g)と異なる場合) _____
- (i) 保管者の名称及び場所 ((g)と異なる場合) _____

第2節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

- | (a) 貨物等の説明 (例：製造者名 / 製品名, 化学薬品名, 濃度) | (b) 数量/重量 |
|--------------------------------------|-----------|
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
| _____ / _____ | _____ |
- (c) 契約番号 / 契約のサイン日 _____ / _____

第3節：誓約事項

- (a) 第2節の貨物等は、専ら平和的な研究、医療、製薬又は防護目的のもと、特に次に示す用途にのみ使用されます。

(b) 上記の貨物等及びその貨物等及び／又はその複製を含む混合物は、大量破壊兵器の設計、製造及び／又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又は IAEA 保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。

(c) 上記の貨物等は第1節に記す最終需要者以外は使用せず、_____ (最終仕向国)にとどまります／で費消されます。

(d) 我々（私）は、上記の貨物等を第三国又は第三者へ再輸出・再移譲しません。

(e) 追加的な誓約事項等: _____

(f) ☐ 我々（私）は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社／組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社／組織名、(ブロック体で) 署名者の名前及び肩書き

日付

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと)

様式 5

移設検知装置に係る確認書

移設検知装置を搭載した、当社が製造した以下の貨物及び同貨物に装備された数値制御装置のプログラムの取扱いに関しましては、下記項目（チェックボックスがあるものについては、チェックを入れた項目）の内容のとおりとなっております。

【本確認書の対象となる貨物及びプログラム】

（貨物） ○○○（株）製マシニングセンタ、型式：○○○ 2台（S/N：○○、××）

輸出令別表第1の2(12)1又は2に ☐ 該当 / ☐ 非該当

（プログラム） ○○○（株）製数値制御装置（○○ー○）用、

コントロールプログラム 2セット

外為令別表の2(2)に ☐ 該当 / ☐ 非該当

（注） 当該「プログラム」は当該移設検知装置が搭載されている貨物とセットで提供します

記

1. 移設後に当該貨物を再び使用するためには、使用のための認証（パスワードの入力等）が必要となります。
- ☐ 2. 当該貨物を再び使用するための認証方法（パスワードの入力等）は当該貨物の製造者である当社が管理し、輸出者又は提供者（以下「輸出者等」という。）の了承なく他の者には開示しません。
- ☐ 3. 当該貨物の需要者（所有者、使用者）から、前記2. に該当する認証（パスワードの入力等）の要求があった場合には、当該貨物の製造者である当社は直ちに輸出者等の事前同意を得ます。
- ☐ 4. 当該貨物を再び使用するための認証方法（パスワードの入力等）は当該貨物の製造者である当社が管理し、他の者には開示しません。
5. 当該貨物の使用のための認証をすること（パスワードの入力等）の同意を求められた場合は、需要者が「最終用途誓約書」第3節(b)の誓約事項に違反していないか否かを確認します。

年 月 日

製造者名称

製造者住所

代表者の肩書き

代表者の氏名

様式 6

需要者の当該貨物の調達実績(過去 3 年間)

暦年	数 量 (kg)	国 別 内 訳		備 考
		国 名	数 量	

需要者の最終製品の生産状況(過去 3 年間)

暦年	生産量 (kg, t)	当該貨物の使用量	原単位	備 考

END-USE CERTIFICATE
(最終用途証明書)

Exporter (輸出者)	
Name (氏名又は名称)	Address (住所又は所在地)
Importer (輸入者)	
Name (氏名又は名称)	Address (住所又は所在地)
End-User (最終需要者)	
Name (氏名又は名称)	Address (住所又は所在地)
Description of goods (貨物の説明)	
Chemical name (化学物質名称)	Quantity (kg, etc.) (数量)
.....	
.....	
.....	
.....	
End-use of the chemical(s) (化学物質の最終用途)	
We certify to the attention of the Government of Japan Ministry of Economy, Trade and Industry. (我々は日本国経済産業省に対して以下のことを証明する。) — that the chemical(s) will only be used for purposes not prohibited under the Chemical Weapons Convention (CWC). (化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (CWC) によって禁止されていない目的のためにのみ使用する。) — that the chemical(s) will not be retransferred to any other countries. (他のいかなる地域にも再輸出しない。)	
Position title and date (肩書、日付):	Signature or the like of end-user (最終需要者の署名等):
...../...../.....	
Certification by the Authority concerned of the Recipient State (政府の証明)	
Competent authority of country of import (輸入管理当局)	
Name: (名称)	
undertake the truthfulness of the above end-use certificate. (上述の最終用途証明が真実であることを保証する。)	
Position title and date (肩書、日付):	Signature or the like (署名等):
...../...../.....	

様式 8

授 権 証 明 書

私は、次の者に、私に代わって輸出許可申請（役務取引許可申請）に係る一切の行為を行わしめる権限を付与していることを証明します。

（役職名） （氏 名）

年 月 日

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

注）宛先を付す場合は、「経済産業大臣」宛てとする。

様式 9

年 月 日

委 任 状

経 済 産 業 大 臣 殿

委任者
（氏名又は名称及び代表者
の氏名）
（住 所）

私は、次の者に、私に代わって下記に関する輸出許可申請（役務取引許可申請）に係る一切の行為を行わしめる権限を付与していることを証明します。

1. 受任者
（住 所）
（氏名及び名称）

2. 委任内容

様式 10

年 月 日

証 明 書

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称及び代表者の氏名

住 所

本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

書類名及び書類番号等

様式 11

年 月 日

証 明 書

安全保障貿易審査課あて

申請者

氏名又は名称及び代表者の氏名

住 所

本相談に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

書類名及び書類番号等

年 月 日

経済産業大臣 殿

株式会社 ○○○○

担当者 ○○ ○○

所在地

価格等内訳説明書

弊社は、ABC CO., LTD. との売買契約書（契約 No. 1234）の貨物代金の内訳について、以下のとおり説明いたします。

① α 社製 CNC 旋盤 型式○○○ 1SET

旋盤本体 (該 当) ￥10,000,000

旋盤付属品 (非該当) ￥1,000,000

NC 装置 β 社製 型式××× (非該当) ￥5,000,000

(NC 装置のコントロールソフトウェア価格は上記 NC 装置の対価に含まれる)

小 計 ￥16,000,000

② γ 社製 マシニングセンタ 型式△△△ 1SET

(非該当) ￥20,000,000

①+② (契約総額) FOB JAPAN ￥36,000,000

*本記載例は、次のとおり想定して作成したものです。

1) FOB JAPAN、円建て払いの契約

2) 契約数量は、旋盤 1 台、マシニングセンタ 1 台の計 2 台

3) ②はコントロールソフトウェアを含め、全てが非該当と仮定。

様式 13

郵送による許可申請書類等の送り状

経済産業大臣 殿

年 月 日

下記の許可申請書類等を別添のとおり提出します。

申請者

名 称 _____

住 所 _____

[案件○]

1 申請の内容

☐ 許可申請 ☐ 事前同意相談 ☐ その他

(1) 輸出貿易管理令別表第 1 (外国為替令別表) の項番 :

(2) 仕向地(提供先国) :

(3) 需要者等の名称 :

2 書類一覧(提出書類を全て記入してください。)

①

②

...

3 連絡先(法人名、部署名、担当者名、電話番号、FAX 番号)

年 月 日

需要者等が事前同意を得ずに再輸出・再販売等をしたことを把握したときの報告・情報提供について

安全保障貿易審査課あて

申請者

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所

需要者等が誓約したにも関わらず事前同意なく貨物等を再輸出・再販売等をしたことを知ったので、
知り得た範囲で、以下のとおり報告・情報提供をします。

1. 輸出者名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX 番号）
2. 原許可時の需要者等の名称・所在地（※1）
3. 原許可番号・原許可年月日（※2）
4. 再輸出・再販売等された貨物／技術の名称（型式）、数量、該当項番
5. 現在の最終需要者の名称、住所、貨物等の設置場所、貨物等の用途
6. 再輸出・再販売等が行われた年月日
7. 再輸出・再販売等が行われたことを知った年月日
8. 再輸出・再販売等の内容、行われた理由・背景・知った経緯等
9. 現在の最終需要者の概要等

※1：直前が事前同意の場合はその際の最終需要者を記載のこと。

※2：直前が事前同意の場合はその際の事前同意番号及び事前同意年月日を原許可番号及び原許可年月
日と併せて記載のこと。

年 月 日

(貨物・技術)の保管、再販売等の状況報告書
(年 月末日時点)

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称及び代表者の氏名 _____

住 所 _____

担当者役職 _____

電話番号(担当者名) _____

下記のとおり報告します。

記

許可年月日 _____

許可番号 _____

買 主 _____

商品名等 (型及び等級/ 技術の内容)	輸出貿易管理令 別表第1貨物番 号/外国為替令 別表番号及び貨 物等省令条項号 等番号	報告対象期間中 の貨物・技術の再 販売等状況 (いずれかに○ をすること)	年 月末日時点における貨物・技術の状況 ①再販売等をした相手方 ②再販売等した相手住所 ③安全保障貿易審査課事前同意年月日 (事前同意不要相手方については、別紙記 載の申請時の相手方番号を記載することに より①～③の記載を省略可) ④再販売等をした年月日	許可時 の数量	前回報 告時数 量	今回再 販売等 数量	残数量
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					

(注1) 貨物等省令とは、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)のことです。

(注2) 本様式に従って、申請者において、報告書を作成して下さい。

(注3) 一の輸出許可申請において複数の商品／数量の輸出が許可された場合には、それぞれの商品／数量毎に記載して下さい。

(注4) 用紙の大きさは、A列4番(横書き)とします。

(注5) 貨物・技術が同時に管理されている場合(例、工作機械とプログラム)には、貨物と技術の許可番号を併記した上で、セットで管理されている貨物と技術は同一の欄に記載していただいても構いません。

(注6) 当該許可証に関するすべての貨物及び技術の残数量が0である場合、次回以降の報告は不要です。

(注7) 事前同意不要相手方がある場合、貨物の輸出許可申請時に提出した誓約書に併せて提出した相手方リストを(別紙)様式にて本報告書に添付して下さい。

(別紙)

ストック販売に係る輸出許可申請時添付用

番号	企 業 名	国 名	住 所	※ 事 前 同 意 必 要 の 有 無
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				
1 1				
1 2				

(注1) 企業名及び住所が変更された際は、速やかに安全保障貿易審査課へ届けて下さい。

(注2) 許可申請時に本様式を用いられる場合には、許可証発給時に事前同意必要の有無を安全保障貿易審査課にて記入します。

据付報告書（設置状況報告書）

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所

担当者（所属部署名）

氏名

電話番号（内線）

FAX 番号

☐ 以下に示す貨物（プログラム）の据え付けが完了しましたので報告します。

☐ 以下に示す貨物（プログラム）の設置状況を報告します。

1. 貨物名（プログラム名）及び輸出許可番号等

機種（貨物名）		プログラム名	
数量		数量	
機番		—	
輸出許可番号		役務取引許可番号	
許可日		許可日	

2. 買主（提供先）の名称及び所在地

名称	
住所	

3. 最終需要者（プログラムの利用者）の名称及び所在地

名称	
住所	

4. 設置場所

名称	
住所	
備考	

5. 据付場所（設置場所）確認者及び作業工程

日付	作業工程	確認者（所属及び氏名）

注：機械搬入、据付作業、据付完了などについて記載すること。据付作業の工程については、確認者の欄に据付作業者名を記載すること。

6. 確認結果報告

当社は上記の内容で最終需要者に対する据付確認（設置状況確認）を行いました。その結果、上記の設置場所に変更はなく、使用目的についても変更がないことを確認しました。

※輸出許可後にやむを得ない事情によって設置場所が変更された場合の記載内容

原許可時の設置場所（住所）	
聴取内容、理由	
当該場所を確認できる書類の種類	

様式 17

輸出者あて

受領確認書 (経済産業省への提示を目的とするもの)

当社（私）は、以下のとおり、貨物等（貨物、ソフトウェア）を受領し、記載された設置場所に設置されたことを確認します。

第1節：貨物等（貨物、ソフトウェア）

(a)貨物等の説明（例：製造者名／型、等級、種類、シリアルナンバー） (b)数量／重量

_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
(c) 契約番号／契約のサイン日 _____ / _____	_____

第2節：貨物等の設置場所

名称 _____
住所 _____

第3節：確認事項

第1節で示した貨物等の用途は次のとおりです。

受領した会社／組織の代表者又は権限委任された者の記名

会社／組織名（ブロック体で）記名者の名前及び肩書き

日付 _____

※ 据付者記載欄

上記のとおり設置が完了しました。

担当者名

据付した会社／組織名（ブロック体で）記名者の名前及び肩書き

日付 _____

様式 18

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
会 社 名
代表者名

担当者名
電話番号

輸出許可又は役務取引許可条件履行書類（完了・一部履行）

下記の輸出許可又は役務取引許可に関して、別添提出書類のとおり、付された条件を履行しましたので提出いたします。

記

- 1 輸出許可番号又は
役務取引許可番号 ○－○○－○○－○○○○○○
 B I T－○－○○－○○－○○○○
- 2 履行報告対象貨物名
又は役務の内容
（商品名、型及び等級等）
- 3 輸出令又は外為令の項番 別表第1 ○（○）又は別表 ○（○）
- 4 数量・単位 ○○・○○
- 5 提出書類 ・輸出許可証（裏面の輸出通関及び変更許可を含め一式）
 又は役務取引許可証（変更許可を含め一式）の写し
 ・
 ・
 ・
- 6 備考

- ※1 履行の際は、表題の完了又は一部履行のいずれかに○をすること。既に一部履行をしている場合は、一部履行内容（貨物名、型式及び数量等）又は報告提出日等を6の備考欄に記載すること。また、その他履行報告に必要な事項は備考欄に追記すること。
- ※2 輸出許可及び役務取引許可を同時申請(内蔵プログラム)の履行報告は、本様式により同時報告を可とする。
- ※3 5の提出書類は、記載されている許可証の写しのほか、履行に必要な書類を記載すること。

様式 19

再輸出・再販売等に関する事前同意相談書（その1）

安全保障貿易審査課あて

相談日 年 月 日
事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]

相談者（氏名又は名称及び相談者の氏名）

（住所）

担当者（所属部署名）

（氏名）

（電話番号）

内線

（FAX 番号）

I. 相談の理由

相談者が輸出／提供した下記の貨物／技術に関して、年 月 日、需要者／利用者から〔再輸出／再提供（国外）、再販売／再提供（国内）、再移転（※いずれかを○で記す。）（以下、再輸出等という。）〕したい旨の連絡がありましたので、以下のとおり相談します。なお、当初輸出した貨物／提供した技術は、次のとおり許可を取得しています。

許可番号

許可日

許可番号

許可日

II. 相談の内容

チェックリスト受理番号

1. 再輸出等をしようとしている貨物〔技術〕名（附属品等を除く。）

貨物(技術)名	数 量	項番	省令番号	メーカー名
(注)				

再輸出の場合の仕向地：

再輸出の場合の経由地：

2. 再輸出等前の需要者の名称及び所在地

<原許可時の需要者の名称及び所在地>

<現在の設置場所 名称及び住所（上記と異なる場合）>

3. 輸入者の名称及び所在地

[※再輸出／再提供（国外）の場合に記載]

4. 再輸出等後の需要者の名称及び所在地

備考

相談者から 年 月 日付で事前同意の求めがありました上記の再輸出／再提供（国外）、再販売／再提供（国内）、再移転については、同意します／同意しません

（条件等）

[※経済産業省使用欄]

通知日： 年 月 日

（注）貨物にシリアルナンバーがある場合は記載して下さい。また工作機械の場合は移設検知装置の有無についても記載して下さい。

再輸出・再販売等に関する事前同意相談書（その２）

１．輸入者の概要　〔※再輸出／再提供（国外）の場合に記載〕

買主	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
荷受人			

２．再輸出等後の需要者の概要　〔※需要者の変更を伴う場合に限り〕

所有者 (利用者)	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
使用者			

３．需要の概要

使用目的	
使用方法	
取引経緯	
その他	

様式 20

提供技術により製造した製品（輸出貿易管理令別表第1の2から4までの項又は15の項に該当するものに限る。）の輸出・販売に関する事前同意相談書（その1）

安全保障貿易審査課あて

相談日
事前相談の番号

年 月 日
[※経済産業省使用欄]

相談者（氏名又は名称及び相談者の氏名）

（住所）

担当者（所属部署名）

（氏名）

（電話番号）

内線

（FAX 番号）

I. 相談の理由

相談者が提供した技術により製造した下記の製品に関して、 年 月 日、利用者から「輸出・販売(※いずれかを○で囲む。)(以下、輸出等という。)」したい旨の連絡がありましたので、以下のとおり相談します。なお、当初提供した技術は、次のとおり許可を取得しています。

許可番号

許可日

許可番号

許可日

II. 相談の内容

チェックリスト受理番号

1. 提供技術及び当該技術により製造した製品の名称（附属品等を除く。）

名称	数量	項番	省令番号	メーカー名
(提供技術)				
(製品)				

輸出の場合の仕向地：

輸出の場合の経由地：

2. 技術を利用する者の名称及び所在地

<現在の技術の利用者 名称及び住所（上記と異なる場合）>

3. 輸入者の名称及び所在地

[※販売の場合は不要]

4. 提供技術により製造した製品の需要者の名称及び所在地

相談者から 年 月 日付で事前同意の求めがありました上記の輸出・販売については、
同意します／同意しません

（条件等）

[※経済産業省使用欄]

通知日： 年 月 日

（注）貨物にシリアルナンバーがある場合は記載下さい。

提供技術により製造した製品（輸出貿易管理令別表第１の２から４までの項又は１５の項に該当するものに限る。）の輸出・販売に関する事前同意相談書（その２）

１．輸入者の概要　　[※販売の場合は不要]

買主	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
荷受人			

２．提供技術により製造した製品の需要者の概要

所有者 (利用者)	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
使用者			

３．需要の概要

使用目的	
使用方法	
取引経緯	
その他	

様式 2 1

輸出者あて

再輸出・再販売等の事前同意相談要請書

我々は、貴社に対し、以下に掲げる貨物、技術又はプログラム（以下「貨物等」という。）の〔再輸出、再販売、再移転、再提供〕に必要な手続きを実行するようお願いします。

1. 貨物等の情報：

（例）機械の名称：

型・等級：

プログラム：

シリアルナンバー：

2. 貨物等に関する原許可時の需要者等

（例）名称：

住所：

国名：

設置場所（利用場所）：

3. 貨物等に関する再輸出・再販売等後の需要者等

（例）名称：

住所：

国名：

設置場所（利用場所）：

4. 〔再輸出、再販売、再移転、再提供〕の理由は以下のとおり。

上記の内容は、我々が知りうる限りにおいて間違いないことを証明します。

会社名（最終需要者）

署名

署名者の肩書き

日付

注）〔 〕の部分、適切な事項を記入して下さい。

様式 2 2

提供者（輸出者）あて

提供技術により製造した製品の輸出、販売の事前同意相談要請書

我々は、貴社に対し、以下に掲げる提供技術により製造した製品（以下「製品」という。）の
[輸出、販売]に必要な手続きを実行するようお願いします。

1. 製品の情報：

（例）製品の名称：

型・等級：

仕様（容量等）：

2. 製品の輸出、販売後の需要者等

名称：

住所：

国：

設置（使用）場所：

3. 製品の使用用途

上記の内容は、我々が知りうる限りにおいて間違いないことを証明します。

会社名（技術の提供を受けた者）

署名

署名者の肩書き

日付

注）[] の部分は、適切な事項を記入して下さい。

様式 2 3

誓約書の変更に関する事前同意相談書（その 1）

安全保障貿易審査課あて

相談日 年 月 日
事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]

相談者（氏名又は名称及び相談者の氏名）

（住所）

担当者（所属部署名）

（氏名）

（電話番号）

内線

（FAX 番号）

I. 相談の理由

当初輸出した貨物〔提供した技術〕に係る需要者等の誓約書について、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成 24 年 4 月 2 日付け平成 24・03・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 24 第 18 号。以下「提出書類通達」という。）で規定する誓約書を最終需要者より新たに取得したことから、別添のとおり、新たな誓約書に変更してよいか相談します。

なお、新たに取得した誓約書に基づき最終需要者から再輸出又は再提供に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意手続きを行い、経済産業省の指示に従います。

また、提出書類通達別記 3 の「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を需要者等に十分説明し、需要者等が理解したことを確認しております。

許可番号

許可日

許可番号

許可日

II. 相談の内容

チェックリスト受理番号

1. 誓約書に記載されている貨物〔技術〕名（附属品等を除く。）

貨物(技術)名	数 量	項 番	省令番号	メーカー名

2. 輸入者の名称、所在地及び概略（事業内容）

3. 需要者の名称、所在地及び概略（事業内容）

（現在の設置場所 名称及び住所）

備考

相談者から 年 月 日付で求めがありました上記の相談については、
同意します／同意しません

（条件等）

[※経済産業省使用欄]

通知日： 年 月 日

誓約書の変更に関する事前同意相談書（その２）

１．輸入者の概要

買主	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
荷受人			

２．需要者の概要

所有者 (利用者)	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
使用者			

３．需要の概要

使用目的	
使用方法	
取引経緯	
その他	

様式24

安全保障貿易審査課あて

届出年月日: 年 月 日

新誓約書に変更したものとみなす旧誓約書に係る許可番号等届出書

届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所

担当者名

電話番号

新誓約書に変更したものとみなす旧誓約書に係る許可番号等名を以下のとおり届出します。
以下の全ての条件は、原許可時及び再輸出・再販売等の事前同意時に経済産業省より条件は付されておられません。また、条件が付された場合は履行済みです。
さらに、以下の事項について確認済みです。
①原許可時又は再輸出・再販売等の事前同意時の最終需要者並びに貨物及び技術の使用場所に変更がないこと、貨物及び技術の最終用途が民生用途に限られていること。
②旧誓約書に係る最終需要者が新誓約書に係る許可又は同意に同意する者が存在しないこと。
③最終需要者及びその関係者に軍、兵器製造業者等問題となる者の存在がないこと。
④原許可時又は再輸出・再販売等の事前同意時の最終需要者に誓約書注意事項の内容を説明し、当該最終需要者が理解したこと。
確認書類欄の書類については適切に管理することとし、安全保障貿易審査課から求められたときには、速やかに経済産業省に事前同意手続を行い、経済産業省の指示に従います。
最終需要者から再輸出又は再販売に係る事前同意手続を求められたときには、速やかに経済産業省に事前同意手続を行い、経済産業省の指示に従います。

番号	許可番号／ 事前同意番号	貨物名／技術名	型式及び等級／ メーカー名	輸出令別1／ 外為令別表 番号	数量	最終需要者の名称及び所在地	確認書類欄（該当するものに○印）							備考
							原許可 条件 履行 報告 書	原許可 可証 又は 事前 同意 書	原許可 時 又は 事前 同意 時 の誓 約書	新誓 約書	最終需要 者、貨物・技 術の使用場 所に、変更が なく、最終用 途が民生用 途に限られ ている	新誓約書に 係る許可等 において再 販売、再移 転の条件が 付された最 終需要者で ない	最終需要 者及びそ の関係者 に軍、兵 器製造業 者等問題 となる者 がない	
(例)	G-NI-11-111111	NC旋盤	AB-01(S/N.101) 株▽□製作所	2(12)イ	1台	KEIZAI MOTORS CO., LTD. 所在地 ○▽□ △○◇ □▽○ (所有者)	○	○	○		○		○	
(例)	G-NI-11-222222 11相第222号	横形マシニングセンタ	OD-500(S/N.121、 122) 株◇□機械	2(12)イ	2台	SANGYOU INDUSTRY CO., LTD. 所在地 △○◇ □▽○ ○▽□ (使用者) KEIZAI MOTORS CO., LTD. 所在地 ○▽□ △○◇ □▽○	○		○		○		○	
(例)	G-NI-11-333333	工作機械	EF-01(S/N.101) 株▽□製作所	2(12)イ	1台	KEIZAI MOTORS CO., LTD. 所在地 ○▽□ △○◇ □▽○ (旧住所表記:○▽□ △○◇ ○○□○)	○		○		○		○	
(例)	BIT-ST-11-4444	数値制御装置のプログラ ム	GH-01 株◇□機械	外為2(2)	2セット	SANGYOU INDUSTRY CO., LTD. 所在地 △○◇ □▽○ ○▽□				○		○	○	
1														
2														
3														
4														
5														

注 (1)本様式に従って、届出者において、届出日時点上記①～④を確認した上で、届出書を作成してください。
(2)用紙の大きさは、A列4番(横書き)とします。
(3)型式及び等級／メーカー名の欄は、シリアルナンバーがある場合は記載してください。
(4)最終需要者の名称及び所在地の欄は、原許可時又は事前同意時から最終需要者の社名変更や住所表記変更があった場合には、原許可時の表記と最新の表記を併記してください。また、表記が変更された事由を備考欄に記載してください(例:事業拡大により社名に○が追加。区画整理による住所表記変更。)